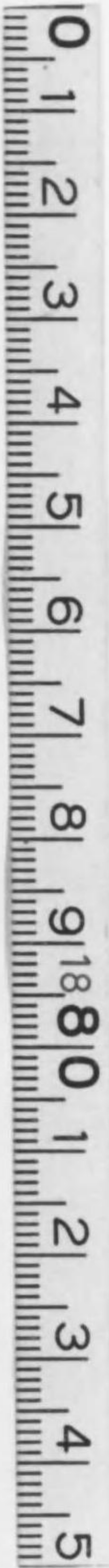


R
2
4

R016. 2-Sh94
1200500765606

香川縣立琴文庫一覽
自天正十三年十月至昭和四年

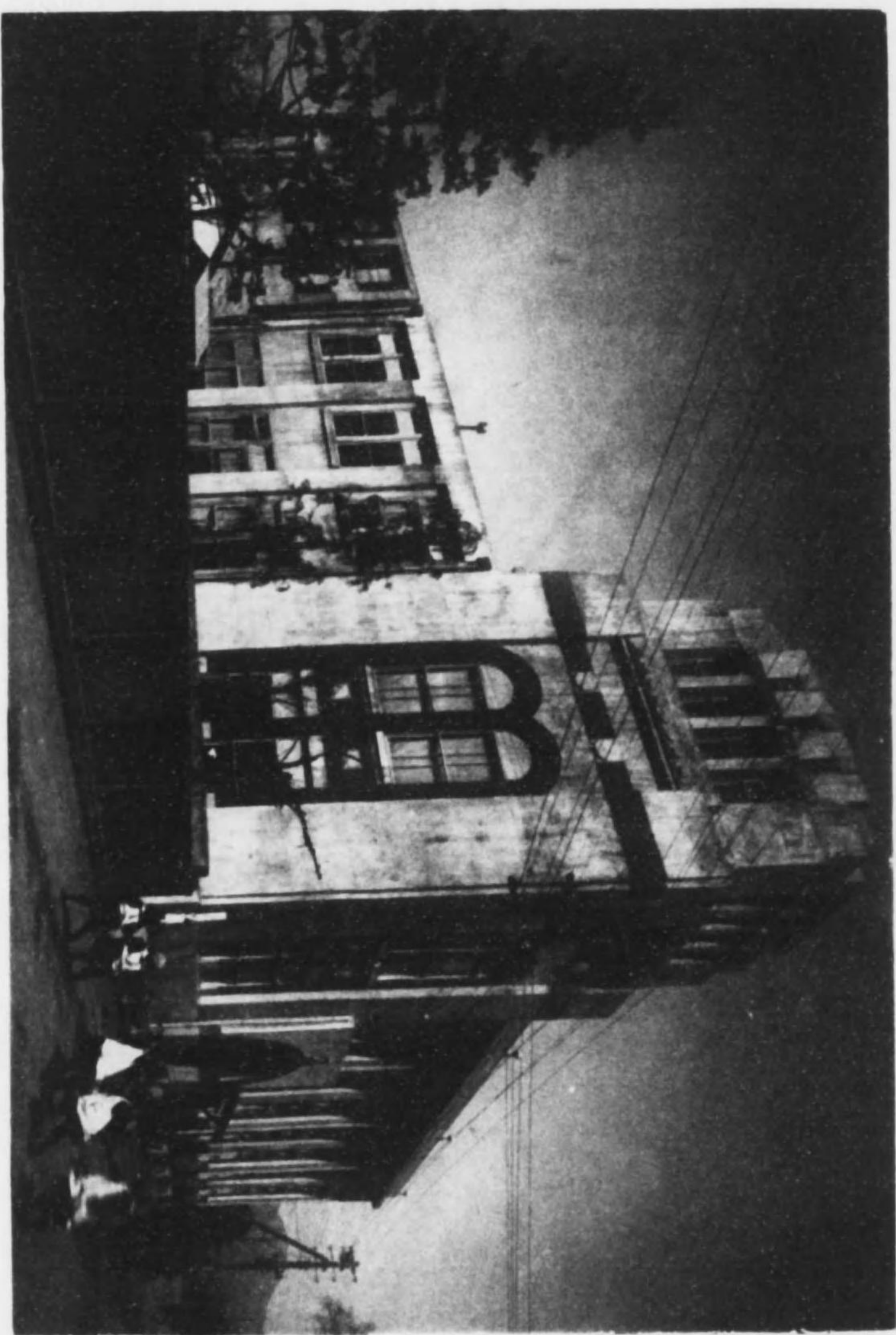


始



靜岡縣立英文庫一覽

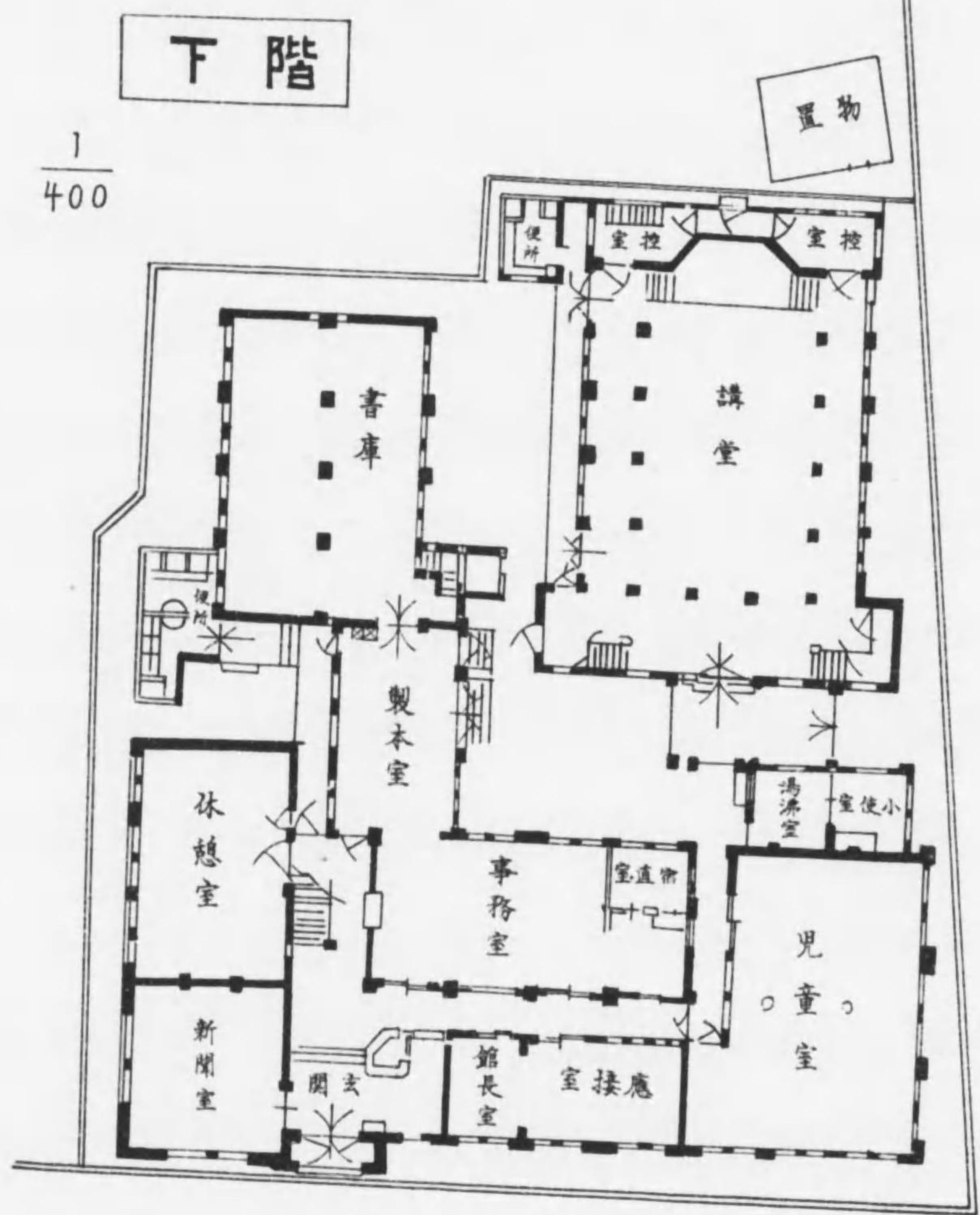
自大正十三年十一月
至昭和五年四月



面正庫文葵

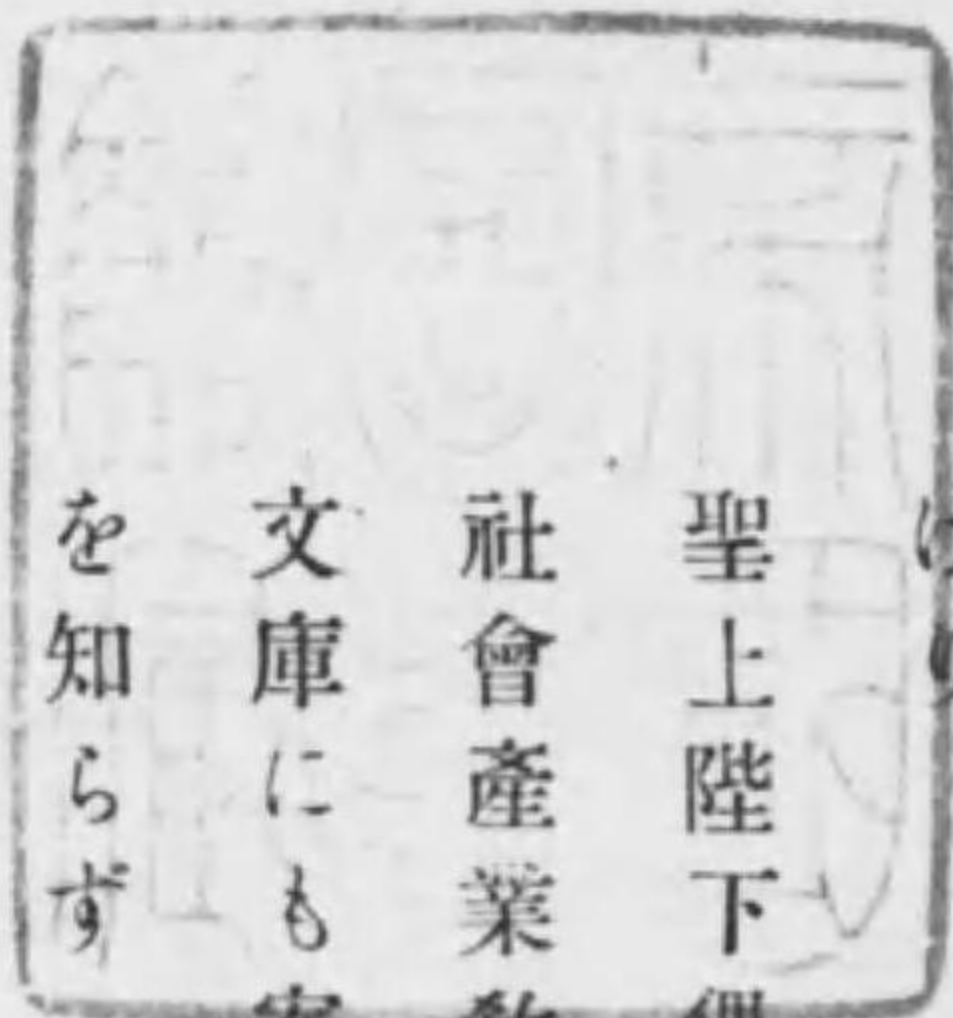


靜岡縣立藝文庫平面圖



閱覽室

R016.2
SH94
278-1051
~~278-1053~~



本文庫は大正十四年四月一日を以て開館し、爾來既に五ヶ年の星霜を経て其設立當初に計劃せられたる事業稍々其緒に著けり。

聖上陛下偶々本年五月廿八日より一週間の御豫定にて本縣下社會産業教育等御視察のため行幸遊ばされ、畏くも御車を弊文庫にも寄せさせ給ふこの御内沙汰を拜し、恐懼措くことを知らず天恩の鴻大なるに館員一同只管感激するのみ。

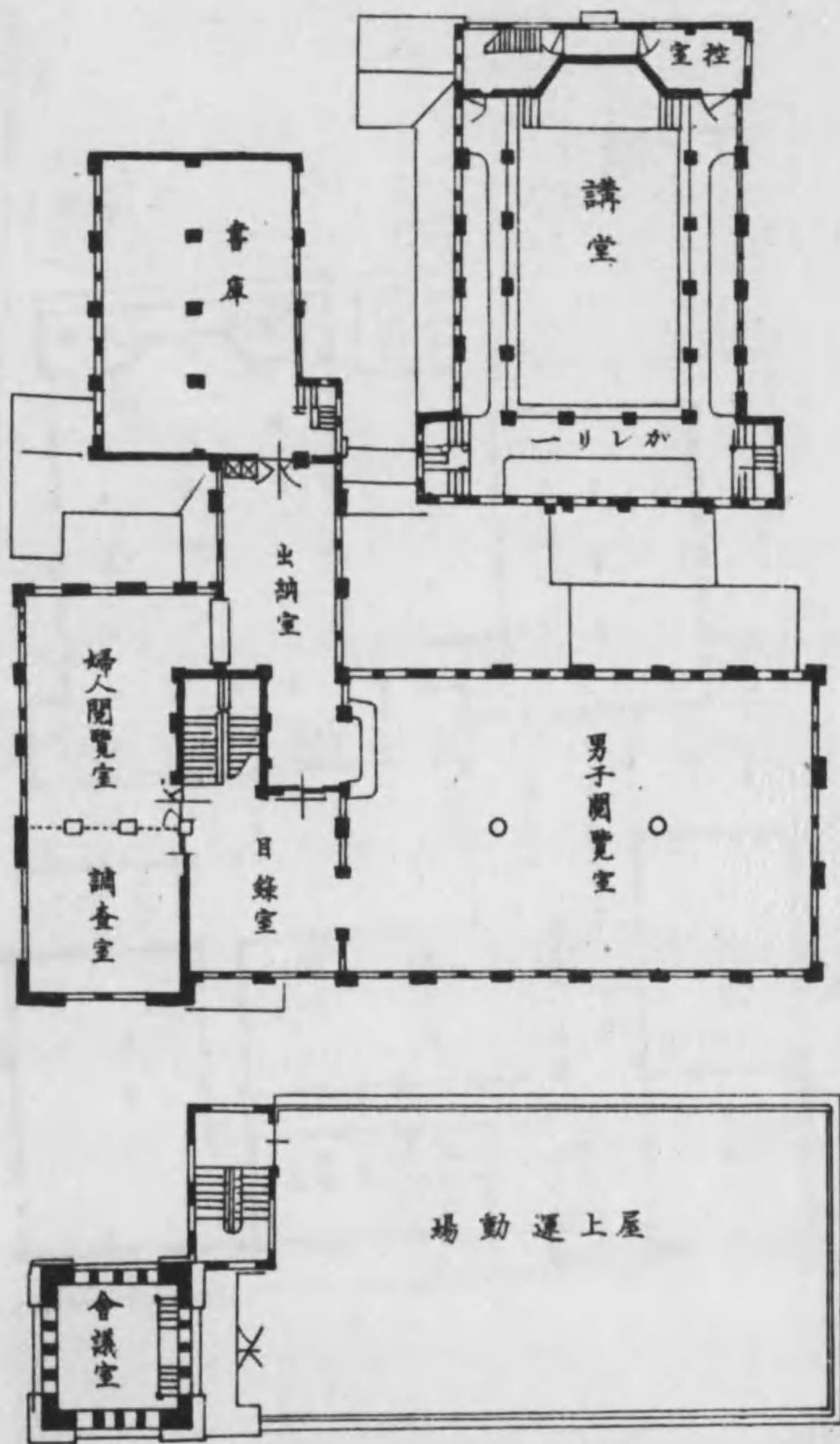
此の機會に際し吾等は本文庫創立以來の記録を輯め一覽を作り其業績を顧みるの資料として之を反省し館員一同黽勉協力



發行所寄贈本

五階

1/400



以て更に斯業の進運に力め上は 天恩に應へ奉り下は縣民の
囑望に副はんことを期す。

昭和五年^五月六日行幸の御内沙汰を拜して

文庫長 貞松修藏 謹識

發行所 香嶺本

静岡縣立葵文庫一覽

自大正十三年十一月
至昭和五年四月

口 繪

本文庫正面寫眞……閱覽室寫眞……コロタイプ二枚
本文庫平面圖(階下、階上)……石 版 二枚

目 次

一、沿 革……………	一
二、設立趣意書及計劃概要……………	四
三、敷地建物……………	六
四、經 費……………	七
五、事務分掌……………	八
六、藏 書……………	三
七、圖書分類……………	三

八、圖書目錄……………三七

九、圖書閱覽狀況……………三六

一〇、巡回文庫（附巡回文庫取扱規程）……………四一

一一、研究調査（附調査室使用規程）……………四四

一二、講座（附講堂貸與規程）……………四四

一三、展覽會……………四五

一四、兒童圖書調査……………四五

一五、刊行物……………五五

一六、館員……………五七

一七、本文庫規則（附静岡文化協會規約）……………五八

静岡縣立葵文庫一覽

自大正十三年十一月
至昭和五年四月



沿革

本文庫は徳川家記念事業として設立せられたるものにして大正十四年四月一日開館せり。按ずるに其起源遠く文化八年に發すと云ふべく徳川幕府は同年三月江戸淺草の曆局内に蕃書和解御用(翻譯局)を設け高橋景保監修の下に長崎の和蘭譯官馬場貞由、仙臺の醫員大槻茂實に外交文書の翻譯の傍和蘭譯の佛蘭西の碩學シヨメール著「ホイスホルデレーキ、ウヲルドブック」を翻譯せしむ。譯者は之を意譯し厚生新編の書名を附せり。是れ幕府が公に洋學を讀譯せるの濫觴にして兩人後後宇多川玄眞、小關三英、湊長安等の蘭學者相繼いで之に従事し七十餘卷を譯述せるも歐米との外交次第に多事となり要務多端完成するに至らざりき。其後益々洋學の必要を生じ安政二年洋學所を九段坂下に設け翌年蕃書調所と改稱し歐州の學術を教授せり。文久二年一ツ橋門外に移りて洋書調所と稱し更に翌年開成所と改め明治維新に至れり。

明治元年六月徳川家達公駿府に封ぜらるや其家臣等多く江戸より本縣下に移住し其子弟教育上歐米教育制度に擬したる學校を静岡沼津等に設けたり。夫等の學校の教師は開成所、昌平坂學問所、幕末に開校して直に廢校となれる横濱語學校及當時歐州より歸朝せる人士等に當りしにより右三校の藏書は多く同校に移管せられたり。

明治四年廢藩置縣と共に學校廢止となり其教師等も多く江戸に移れり。幕末の外國奉行向山黃村、明治の兵制及學制編纂に功勞多かりし西周其他津田眞道、加藤弘之、中村正直、外山正一、杉亨二、江原素六等の碩學名士は何れも同校關係者たり。同校の藏書の多數は廢校後當地にありしが明治八年静岡師範學校設立せらるゝに及び同校に保管せられ更に本文庫設立と共に移管せらる、實に同蒐書こそ本文庫の基本たるなり。

明治十九年當時の本縣令關口隆吉は幕末の志士にして維新以後福岡山形山口等の地方官或は元老院議官に歴任して本縣令に任ぜられたる人なるが其間蒐集したる重要な圖書記録等を以て歐米の制度に倣ひ公共圖書館を本縣下久能山東照宮の境内に建設せんと計劃して果さず其儘其蒐書は同社務所に保管せられたり。本文庫設立と共に其蒐書全部を嗣子壯吉本文庫に寄贈せるにより之を受納して久能文庫と命名して特別蒐書とせり。

教育の普及と文化の發達とは圖書館設置の機運を促し明治四十三年本縣教育會は静岡市に圖書館を設置して社會教育に資せり又縣下に小規模の圖書館漸次増加したるにより是等の中

樞となり相提携し調査研究と讀書趣味の涵養に且は本縣に因みある偉人傑士其他重要な文書を蒐集して濫故知新俯仰感憤の便とすべく茲に大規模の圖書館設立の必要を生ぜり。

大正八年八月關屋貞三郎氏本縣知事に任ぜらるゝや本縣下教育の各方面に亘りて其振興を劃策せられたるが偶々當市に高等學校設立の議成り益々圖書館設立の必要を生じたるに際し篤志家熊澤一衛氏金五萬圓を本縣公共事業に寄附の申出あり。因て同知事は圖書館設立の意を決し之を本縣に縁故淺からざる徳川家記念事業として其創設費を十五萬圓と豫定し大部分を寄附金に仰ぐ事として子爵澁澤榮一氏に謀りしに同氏は大に其學を賛して斡旋盡力して徳川家始め其縁故者の贊助を得たり。

大正十年三月關屋知事宮内省に轉じ道岡秀彦本縣知事に任ぜらるゝに當り前知事の計劃を踏襲して其完成を期し縣立圖書館設立趣意並計劃概要を發表せり。

大正十年十一月縣立圖書館設立費十七萬圓を二ヶ年経續事業として本縣會に提案し其議決を経たり。設立費十七萬圓の内拾四萬貳千圓は寄附金にして其内譯は前記熊澤一衛氏の寄附金金五萬圓及金參萬圓公爵徳川家達氏金貳萬圓公爵徳川慶光氏金壹萬五千圓子爵澁澤榮一氏金壹萬五千圓大川平三郎氏金壹萬圓植村澄三郎氏金貳千圓は静岡市の寄附にて金貳萬八千圓は本縣の支出なりとす。

大正十一年十一月十七日主務省の設立認可を得たるにより本縣建築課は直に設計に着手せ

り。

本館の工費は總計金拾參萬五千貳百參拾圓にして本館及書庫は靜岡縣安倍郡大里村帝國鐵筋コンクリート會社に工費拾壹萬貳千貳百圓にて請負はしむ。

大正十二年十二月起工し翌十三年十月竣工す。講堂及附屬建物は金貳萬參千〇參拾圓にて靜岡市下魚町山口順一氏に請負はしめ大正十三年三月竣工せり。

大正十三年九月本縣知事伊東喜八郎氏は開館に要する經常費豫算金六千五百參圓を本縣參事會に提出して其議決を経たり。

同年十月三十日本縣社會教育主事貞松修藏本館長に任せられ直に司書以下職員を任用して同年十一月十日圖書蒐集整理及館内設備等開館準備の事務を開始せり、因りて同日を以て本文庫記念日と定む。

圖書は前記靜岡師範學校に保管せる厚生新編の稿本を初め徳川幕府の蕃書調所洋書調所開成所昌平坂學問所林家等にて曾て所藏の和漢洋の圖書三千八百八十七冊、靜岡中學校に所藏の和漢洋書三千六百十四冊は本館に移管せられ、大正十三年十月本縣教育會に於て同會附屬圖書館の圖書全部和漢書八千三百八冊雜誌七百六十四冊を本館に寄贈する事を議決し同館を閉鎖したるにより本文庫は之を受納せり。又前記の關口隆吉の久能文庫二千五十八冊、本市尾崎元次郎氏より幕臣岡野家遺書三十二冊、木村浩吉氏より芥舟遺書二十六冊、大石勝太郎

(四)

氏より和漢書三百六十六冊新村出氏より駿河御讓本春秋公羊傳二冊等の寄贈を受納し且本館にて新に購入せし約三千冊の和漢洋の圖書を合はせて貳萬貳千餘冊を以て開館するに至れり大正十四年三月二十八日開館式を舉行し文部大臣代理として文部事務官小尾範治氏樞密顧問官平山成信氏外多數朝野の名士來臨せらる。

當日より三日間一般の縦覧を許し第一回文化講座圖書展覽會活動寫真會等を開催す、講師には文學博士藤井健次郎氏、文學博士新村出氏、理學博士丘淺次郎氏、東京市立日比谷圖書館頭今澤慈海氏に依頼す。講演の速記録を癸文庫パンフレット第一輯「圖書館の使命」同第二輯「生活と統一」の書名にて發行す。

大正十四年四月一日開館。

同年四月二日宮内大臣一木喜徳郎氏、秘書官本多猶一郎氏來館。

同年四月十日貴族院書記官長河合彌八氏來館。

同年四月十四日有馬祐政氏來館「三道明德論」の寫本を依頼さる。

同年四月二十三日長野縣技師三條榮太郎氏、鹿兒島圖書館長奥田啓市氏來館本文庫の建築設備を調査さる。

同年四月二十四日皇后宮大夫男爵大森鍾一氏來館。

同年五月一日人類學者鳥井龍藏氏來館。

(五)

同年五月十九日縣令第二十四號を以て本文庫規程講堂貸與規程を告示せらる。

同年五月二十六日伯爵田中光顯氏、國民新聞社長徳富蘇峯氏、熊澤一衛氏來館。

同年六月十三日學習院長福原隼二郎氏來館。

同年同月二十九日支那時局につき第二回文化講座を開催し講師には静岡高等學校教授原田莊一氏を依頼す。

同年同月工學博士小田川全之氏來館明治初年静岡學校教師米人クラーク教授著 *Kateyama* を寄贈。

同年七月八日伯爵田中光顯氏鹿嶋神宮寺舊藏宋版一切經の内大法炬陀羅尼經卷十八一冊寄贈同書帙に左の一首を記さる。

葵てふ庫の書見む諸人よ

日影に向ふ心わするな

同年同月十一日文部督學官山内雄太郎氏來館視察。

同年同月十九日文學博士佐々木信綱氏來館左の一首を贈らる。

いにしへの書につかれてめをやれば

空にほへり神富士の嶺は

同年九月十日文部大臣岡田良平氏秘書官伊東延吉氏來館。

司書、書記、助手の事務分掌を定む。

同年九月十六日本文庫設立に盡力せられたる本縣内務部長辛島知己氏熊本市長就任の爲め辭任。

同年九月十九日徳川家正氏來館。

同年九月二十一日大槻茂實等の譯稿厚生新編調査の爲め大槻如電氏來館。

同年九月二十二日第三回文化講座を開催す講師には當時歸朝の本縣技師西義一氏を依頼す

同年同月二十六日國本社要務にて來岡の樞密顧問官法學博士平沼騏一郎氏、法學博士原嘉道氏等來館。

同年十月十六日普通學務局長關屋龍吉氏來館。

同年十月二十二日文學博士大瀬甚太郎氏、東京高等師範學校專攻科生一行を引率來館。

同年十月三十日第四回文化講座開催、講師には静岡高等女學校長關口正助氏を依頼す。

同年十一月八日法學博士高田早苗氏、法學博士鹽澤昌貞氏來館。

同年十一月九日より向一週間本文庫圖書館週間。第五回文化講座、駿河志料展覽會、映畫會、童話會等を開く、講師には静岡高等學校教授川瀬光順氏、静岡市史編纂課長足立敏太郎氏、東京日々新聞社囑託野口雨情氏を依頼す。

同年十一月十日公爵徳川家達氏同夫人泰子、家正氏夫人正子來館屋上にて記念撮影をなす。

同年同月同日葵文庫パンフレット第三輯郷土文事年表を發行す。

同年同月二十日本縣告示第五百十八號にて本文庫巡回文庫規程を公布さる。

同年十一月二十二日樞密顧問官理學博士男爵山川健次郎氏、貴族院議員赤池濃氏來館。

同年十二月十八日巡回文庫事務開始取扱上注意書を縣下各市町村へ配布す。

同年十二月二十五日より五日間公民教育に關し第六回文化講座開催す、講師には法學博士穂積重遠氏、農學博士佐藤寛次氏、文學博士塚原政治氏、文部省書記官木村正義氏等を依頼す。右速記録葵文庫パンフレット第四輯「時代と公民教育」を發行す。

大正十五年一月十六日理學博士長岡半太郎氏來館。

同年同月二十四日文學博士高楠順次郎氏來館。

同年同月六日農學博士那須浩氏來館久能文庫中の「茨城外七縣士族の景況及備荒儲蓄」の調査書の寫本を依頼さる。

同年同月八日法學博士岡實氏來館。

同年同月三十日本文庫和漢圖書目錄を發行す。

同年四月一日本文庫員館長の外司書二名書記二名助手二名出納手六名使丁三名の定員なりしが本年度より助手一名使丁一名増加さる。

同年四月三十日第七回文化講座を開催す、講師には濱松高等工業學校教授中島友正氏を依頼す。

す。

同年五月一日圖書館外携出事務を開始し本文庫第四條により優待券を發行す。

同年五月三日文學博士新村出氏來館鴻儒山梨稻川百年祭舉行方につき希望を述べらる。

同年五月十二日兒童圖書調査會を開始し優良兒童圖書の選定をなす。

同年五月二十一日徳富蘇峯氏來館「讀書貴知要」の句を書して贈らる。

同年五月二十五日第八回文化講座を開催す、講師には静岡高等學校教授福井玉夫氏を依頼す。

同年七月一日本文庫報「葵文庫と共事業」の初號を發行し縣下各市町村、中等學校及全國の主なる圖書館に配布す。

同年八月十六日より向四日間江戸時代文學に關し第九回文化講座同展覽會を開催す。講師には文學博士藤村作氏、文學博士佐々木信綱氏、静岡高等學校教授川瀬光順氏を依頼す。

右速記録葵文庫パンフレット第五輯「江戸時代の文學」を發行す。

同年九月十七日文學博士澤柳政太郎氏來館「可精讀又可多讀」の句を書して贈らる。

同年九月二十八日本文庫の閉館に盡力されたる本縣知事伊東喜八郎氏茨木縣に轉任「讀書樂」の句を書して贈らる。

同年十月五日獨逸ミュンステル大學地理學教授メツキング博士東海道古地圖調査の爲め來館同年十一月八日より一週間本文庫圖書館週間とし第十回文化講座、郷土志料展覽會、映畫會

童話會等を開催す。講師には茅原華山氏、静岡高等學校教授横山俊平氏に依頼す。

同年十一月十五日山口圖書館長厨川肇氏來館建築設備等を調査さる。

同年十二月二十五日 聖上陛下葉山御用邸に崩去遊さる。館長より館員一同に訓話あり。

同日昭和と改元せらる。

昭和二年二月二十日ベスタロツチ百年祭記念につき第十一回文化講座を開催す。講師には慶應大學教授小林澄見氏を依頼す。

同年五月十五日鴻儒山梨稻川百年祭を舉行し第十二回文化講座及同先生著稿本文緯其他遺墨の展覽會を開催す。講師には文學博士内藤庸次郎氏、文學博士新村出氏を依頼す。

同年五月二十六日文部督學官兼東京博物館長秋保安治氏來館。同館科學展覽會に本文庫所藏の厚生新編稿本チュブカ島圖稿本の出品を依頼さる。チュブカ島圖は同館にて謄寫さる。

同年六月十五日山梨稻川特旨を以て正五位を贈らる。

同年同月十七日群書類從外四百二十五冊を男爵赤松範一氏寄贈せらる。

同月七月六日安倍郡大里村字稻川崇福寺稻川先生墓前に贈位奉告祭を舉行す。

同年九月十三日陸軍大將大庭二郎氏來館。

同年九月二十四日縣下庵原郡庵原村稻川先生誕生地に篤志者により設立せる記念碑除幕式舉行。

同年十一月七日より一週間本文庫圖書館週間とし第十三回文化講座、郷土志料展覽會、映畫會、童話會等開催。講師には文學博士尾上八郎氏、東京帝國大學講師小野秀雄氏を依頼す
同年十一月二十六日文學博士姉崎正治氏來館。

同年十二月二十六日より向三日間第十四回文化講座を開催して圖書館事業を講習し東京帝國大學司書官山田珠樹氏、東京成城學園主事小原國芳氏を依頼す。

昭和三年二月十二日大阪毎日新聞社事務取締役高木利太氏來館、本文庫藏書八木太郎左衛門著郷里雜記の寫本を依頼さる。

同年二月十三日江田島海軍兵學校より三月同校卒業式に我國古兵書展覽會開催につき本文庫に所藏の歐米より移入せる兵書を調査の爲め海軍少佐伊藤美雄氏を派遣せられ出品を依頼さる。同校發行の仰武帖に掲載のものは同書なり。

同年三月一日歴代宸翰集を下賜せらる。

同年三月三十日和漢圖書目錄久能文庫之部を發行し全國主要圖書館及専門學校以上の附屬圖書館に配付せり。

同年四月二十二日宮内次官關屋貞三郎氏來館。

同年同月二十二日文部大臣水野練太郎氏來館。

同年四月十三日第十五回文化講座連續四回每週金曜に開催し神道につき講習す。講師には淺

間神社宮司松平靜氏を依頼す。

同年五月十一日第十六回文化講座連続四回毎週金曜に開催し佛教につき講習す。講師には静岡高等學校教授川瀬光順氏に依頼す。

同年六月十五日第十七回文化講座連続四回金曜に開催し基督教につき講習す。講師には静岡高等學校教授佐々木順三氏に依頼す。

同年七月十二日朝鮮修史官洪喜來館朝鮮の史料にして本邦の學者の著述せるものにつき調査せり。

同年九月二十六日閑院宮載仁親王殿下 赤十字社長平山男爵の先導にて本文庫に御來臨あらせらる、本文庫にては和漢洋稀覯書三十七部、本縣の先賢江川坦庵以下十四人の書畫を陳列して台覽に供す。

同年十月一日より向一週間を圖書館週間として御大典に關する資料展覽會、第十八回文化講座、レコード音樂會、映畫會、童話會等を開催す。講師には淺間神社宮司松平靜氏航空兵少佐山田靜雄氏、文士佐々木邦氏に依頼す。

同年十一月十日京都に於て御即位禮行はせられるにより祝意を表せんが爲め閉館し、午後三時館員一同參集萬歳を奉唱す。

同年十二月駿河版群書治要四十七冊を侯爵徳川頼貞氏より寄贈せらる。

昭和四年一月十六日徳富蘇峯氏夫妻來館。

同年二月三日第十九回文化講座を開催。講師には慶應義塾教授野口米次郎氏を依頼す。

同年三月一日第二十回文化講座を開催。講師には早稻田大學教授帆足理一郎氏を依頼す。

同年四月十六日徳川家達公夫妻來館縣令關口隆吉に關する書翰を觀覽せらる。

同年四月二十二日徳富蘇峯氏來館、同氏藏書大應國師語錄二冊及古典保存會復刻の祕府略第八百六十卷一冊を贈らる。

同年五月二十五日日本縣令關口隆吉四十週年記念として同氏記念明治初期名士書簡集を發行し維新志士につき第二十一回文化講座を開催し講師には伊藤仁太郎氏を依頼す。

同年六月二日徳川慶光公母堂及同喜久子姫來館せられ記念撮影をなす。

同年六月八日第二十二回文化講座開催二日間童話講習會を開く。講師には藤澤衛彦、濱田廣介氏等を依頼す。

同年六月前年より編纂中の山梨稻川集一部四冊を發行す。

同年七月十九日テレビジョンにつき第二十三回文化講座を開催し講師に濱松高等工業學校助教授高柳健次郎氏を依頼す。

同年八月三十一日大審院判事法學博士池田寅二郎氏等一行來館本文庫古書を觀る。

同年十月二十八日日本勸業銀行總裁梶原仲次氏來館本文庫古書等を觀る。

同年九月十四日文庫長臺灣視察に出發十月十四日歸館。

同年十一月七日より向一週間本文庫圖書館週間として第二十四回文化講座、富士山志料展覽會、レコード音楽會、童話會、映畫會を開催す。講師には文學博士黑板勝美氏、静岡高等學校教授今野圓藏氏に依頼す。

昭和五年三月九日土俗に關し第二十五回文化講座を開催し講師には柳田國男氏を依頼す。同年四月十一日シカゴ大學名譽教授フレデリック・スタール外五名の米國人視察團來館。同年四月二十日醫學博士中村拓氏來館地理學につき調査す。

一、葵文庫設立趣意書並計劃概要

圖書館は民衆教化の一大機關にして學校教育の達成並に社會教育の振興上極めて重要な施設なるは今更樓説する迄もなし本縣は東西交通の要地に當り夙に文化發達し歴史上の人物事蹟頗る多し。明治維新の際徳川家達公の當縣を治めらるゝや江戸の文化を移植して各地に學校並圖書館を建て碩學鴻儒居を構へ當時他に比して文化燦然たるものありしが廢藩後漸次衰微して今は静岡師範學校保管の漢洋珍籍のみ僅に當時の面影を存するのみなり。近時教育の普及と文化の向上とは各地に小規模の圖書館の設置を促進し設立漸く多きを加ふと雖眞に其機能を發揮するに足るものなきは遺憾なり。茲に於て静岡市に縣立圖書館を建設して縣下各

圖書館の中樞となし相提携して調査研究の便と讀書趣味の涵養とに資し且つは又縣に因ある偉人傑士其他の文書等をも蒐集して温古知新俯仰感憤の便ともなさんとす。而して其費用の大部分を寄附金に仰くことゝし徳川家を始め篤志者の出資を約十五萬圓と豫定し大正十一年度豫算に計上し二ヶ年の繼續事業として遂行することゝし縣會の議決を經、地を静岡市追手町なる舊駿府城三の丸の一角にトして別紙計劃書の通り建設せんとす。附近は學校又は兵營にして市街の喧騒と遠ざかり圖書館の位置として好適の地なり其計劃の概要は左の如し。

一、内外古今の圖書及郷土志料を蒐集保存して公衆の閲覽に供し館内閲覽と共に館外携出巡回文庫を設く

通俗圖書の外に參考文書及貴重珍籍を蒐集保存して時々特に一般の展覽に供せんとす
大人用の圖書の外に適當の圖書を蒐集して兒童の閲覽に供し讀書の趣味を養成せんとす
一、圖書閲覽の外に民衆文化の向上を期せんが爲め講座を設け學術上の講習講演等を催し又隨時教育的展覽會を開催せんとす

一、圖書は創立の際に本縣教育會附屬静岡圖書館の所藏圖書全部約七千冊、静岡師範學校所藏の漢洋書籍三千冊、久能山に保管せる關口氏藏書二千冊を繼承し新に購入の八千冊計二萬餘冊を備付け開館後は毎年三千冊以上を購入して新に購入して漸次内容を充實せんとす
右要項の計劃を充たさんが爲めに今回設立する圖書館は本館二階建木骨外部鐵網コンクリー

ト造百七十二坪書庫四階建煉瓦造三十五坪講堂六十坪にして其他附屬建物及設備圖書費等合計十七萬圓を以て大正十三年度に完成開館の豫定なり。尙ほ本館の區分は二階大閱覽室、婦人室、調査室、目錄室、出納室にして階下兒童室、館長室、事務室、應接室、新聞室、食堂宿直室、小使室、昇降所等に區分し其他は玄關廊下等なり。

閱覽室座席は大人は貳坪につき三人、兒童は一坪につき二人の割合を以て設備せんとするものなり。

是等の計劃完成して愈々開館するに至らば其の職員は館長の外司書二名書記及雇四名出納手六名其他裝釘人小使等にして之等の諸給料、講座費、圖書費、其他備品費、消耗品費等の毎年總經費貳萬餘圓は本縣に於て支出する豫定なり。

(實施設計の際全部鐵筋コンクリート建に改め爲めに各室の區劃多少變更す)

三、敷地建物

本文庫は静岡市追手町二百四十五番地にして元静岡師範學校附屬小學校單級部の跡にして敷地四百五十六坪三合なり。建物は、大正十二年十二月に起工し同十四年三月竣工す。其總工費拾參萬五千五百貳拾九圓參拾六錢にして總建坪三百三十六坪三合〇五才、總延坪六百八十二坪五合四勺五方なり。建物の様式は近世式鐵筋コンクリート建にして本館、書庫、講堂の

三部に區分せらる。

本館は陸屋根付二階建にして延坪三百五十八坪八合にして事務室、館長室、應接室、閱覽室兒童閱覽室、婦人閱覽室、調査室、新聞室、出納室、目錄室、會議室、製本室、休憩室、宿直室、小使室等に分たる。書庫は四階建にして延坪百四十七坪三合二勺、出納室との間にリフトを裝置して階下の製本室事務室と連絡す。講堂はガレリーを設け延坪百二十七坪にして控室を設く。

照明は配電盤を事務室に置き各室に配線し室毎にスイッチを以て點滅す、特に閱覽室は十六坪につき五百燭光を用ひ讀書に便にす。

給水設備は構内に掘鑿せる井戸に高壓ポンプを備へ二馬力の電動力を以て書庫屋背に設置せる水槽に揚水し、之より各室内及要所に配水し防火及手洗用等に供す。

四、經費

本文庫の既往五ヶ年間年度別の經費次の如し。

經常費豫算額一覽				
年 度	圖 書 費	人 件 費	需 要 費	合 計
大正十四年度	八、四〇〇・〇〇	一〇、八九〇・〇〇	五、五六七・〇〇	三五、四〇五・〇〇

大正十五年	八、九四〇・〇〇	一、四七〇・〇〇	七、二九〇・〇〇	二七、六七〇・〇〇
昭和二年度	八、九四〇・〇〇	一、七五〇・〇〇	六、六四〇・〇〇	二八、三九〇・〇〇
昭和三年度	八、九四〇・〇〇	二、八四〇・〇〇	六、六四〇・〇〇	二八、四二八・〇〇
昭和四年度	八、九四〇・〇〇	一、三三二・〇〇	五、二九七・〇〇	二七、三六八・〇〇
百分比	三	四	三	一〇〇

五、事務分掌

- 一、各分掌事務ヲ掌理スルニ當リ文書ニテ稟伺ヲ要スルモノハ主務ニテ立案シ文庫長ノ決裁ヲ經ベシ
 - 一、他係ニ關係アル事項ハ關係者ニ合議シテ文庫長ノ決裁ヲ請フベシ
 - 一、例規ナキ事項又ハ事務ノ所屬分明ナラザルモノハ文庫長ノ指揮ニ從フベシ
- 司書
- 一、圖書ノ選擇整理保存ニ關スル事項
 - 一、圖書閱覽ニ關スル事項
 - 一、圖書目錄及解題ニ關スル事項
 - 一、圖書ノ修理裝釘ニ關スル事項

- 一、調査統計ニ關スル事項
 - 一、講習講演活動寫眞等講堂ニ關スル事項
 - 一、展覽會ニ關スル事項
 - 一、藏所印ノ保管
 - 一、執務日誌講堂日誌ニ關スル事項
- 書記
- 一、豫算決算ニ關スル事項
 - 一、備品整理保存ニ關スル事項
 - 一、本文庫財産保管ニ關スル事項
 - 一、圖書原簿備品原簿ニ關スル事項
 - 一、營繕、圖書、備品ノ修繕ニ關スル事項
 - 一、清潔整頓其他衛生ニ關スル事項
 - 一、文書授受ニ關スル事項
 - 一、消耗品ニ關スル事項
 - 一、金錢出納ニ關スル事項
 - 一、圖書新聞雜誌收受ニ關スル事項

- 一、製本收受ニ關スル事項
 - 一、館外携出巡回文庫發送收受ニ關スル事項
 - 一、講習講演展覽會活動寫眞等ニ關スル庶務事項
 - 一、他官廳等ト照會往復ニ關スル事項
 - 一、圖書統計ニ關スル事項
 - 一、揭示通知ニ關スル事項
 - 一、館員ノ願届ニ關スル事項
 - 一、職員ノ宿直助手出納手小使ノ勤務割ニ關スル事項
 - 一、館員ノ出勤簿ニ關スル事項
 - 一、遺留品ニ關スル事項
 - 一、文庫長文庫等ノ印及鍵ノ保管
 - 一、他係ニ屬セザル事項
- 助 手
- 一、圖書ノ整理閲覧出納ニ關スル事項
 - 一、新聞雜誌整理閲覧ニ關スル事項
 - 一、圖書ノ修理ニ關スル事項

- 一、閲覧室ノ備品整理ニ關スル事項
- 一、圖書閲覧統計ニ關スル事項

六、藏 書

設立以來の本文庫の藏書の蒐集は移管、購入、寄贈によるものにして已往五ヶ年累年増加は左表の如し。但本文庫所定の分類法に整理せられざる圖書此の外に九千六百二十冊あり之を加ふれば昭和四年三月末に藏書總計三萬七千三百八十八冊なりとす。

累年増加藏書一覽

年 度	部 門 別									巡回 文庫 圖書	兒童 圖書	洋書	合 計	増加 冊數	
	〇門	一門	二門	三門	四門	五門	六門	七門	八門						九門
大正十四年度	一、四五六	一、九三〇	二、〇三三	一、六〇九	七二〇	四三三	三四五	九一八	三七四	四六四	一、三〇二	六九八	一、六一	二二、〇二	一
大正十五年 元年度	一、九九九	二、四三二	二、七七七	一、九〇〇	八九九	五五五	四七五	一、一七三	五二五	六二二	一、六七二	九八三	二〇八	一六、一七一	三、七七〇
昭和 二年度	二、七八五	二、七六八	三、三二六	二、三三八	一、〇五四	七二〇	五九三	一、四一一	六四七	七九〇	一、七二九	一、一七三	二九九	一九、六三三	三、四三三
昭和 三年度	五、七四〇	三、一五五	三、六〇〇	二、六〇三	一、三三六	八〇九	七三三	一、四九三	七二九	一、〇〇〇	二、三五一	一、三七八	三三〇	二五、一七八	五、五二五
昭和 四年度	六、一七一	三、四三六	四、四四五	三、〇二〇	一、三九三	九〇四	八七三	一、六三三	八三三	一、一五九	二、三七九	一、五二四	三九九	二七、七六八	二、六四〇

七、圖書分類

和漢圖書分類一覽

- 總記
- 一 宗教 哲學 教育
- 二 文學 語學
- 三 歷史 地理
- 四 政治 法制 兵事
- 五 社會 婦人 風俗
- 六 經濟 商業
- 七 理學 工學 醫學
- 八 產業
- 九 美術 諸藝 運動 娛樂

(二三)

○ 總記

- (○○○ 書目)
- 總記
- 書史
- 圖書館目錄
- 圖書目錄
- 解題 考證
- 出版 著作
- 索引 分類
- (○一 辭書)
- 一○ 一般辭書
- 一一 宗教 哲學 教育
- 一二 文學 語學
- 一三 歷史 地理
- 一四 政治 法制 兵事
- 一五 社會 婦人 風俗
- 一六 經濟 商業
- 一七 理學 工學 醫學
- 一八 產業
- 一九 美術 諸藝 運動 娛樂

(○二 百科全書 叢書)

- 二○ 總記
- 二一 百科全書
- 二二 類書
- 二三 叢書
- 二四 個人全集
- 二五 年鑑
- 二六 事始 起原
- 二七 名數
- (○三 隨筆 雜書)
- 三○ 總記
- 三一 日本人隨筆
- 三二 支那人隨筆
- 三三 歐米人隨筆
- 三四 日本人論說
- 三五 外國人論說
- (○四 雜誌 新聞)
- 四○ 總記
- 四一 縣內發行雜誌
- 四二 縣外發行雜誌
- 四三 縣內發行新聞

(○四 縣外發行新聞)

- 四四 縣外發行新聞
- (○五 統計)
- 五○ 統計學
- 五一 一般統計
- 五二 宗教 哲學 教育
- 五三 文學 語學 歷史 地理
- 五四 政治 法制 社會
- 五五 經濟 商業
- 五六 理學 工學 醫學
- 五七 產業
- 五八 美術 諸藝 運動 娛樂
- (○六 鄉土志料)
- 六○ 總記
- 六一 宗教 哲學 教育
- 六二 文學 語學
- 六三 歷史 地理
- 六四 政治 法制 兵事
- 六五 社會 婦人 風俗
- 六六 經濟 商業 產業
- 六七 理學 工學 醫學
- 六八 美術 諸藝 運動 娛樂

(二三)

○六九 縣人著述
(○七) 貴重圖書

- 七〇 總記
- 七一 宗教 哲學 教育
- 七二 文學 語學
- 七三 歷史 地理
- 七四 政治 法制 兵事
- 七五 社會 婦人 風俗
- 七六 經濟 商業 醫學
- 七七 理學 工業 醫學
- 七八 產業
- 七九 美術 諸藝 運動 娛樂

(○八) 靜岡文庫

- (○九) 久能文庫
- 九〇 總記
- 九一 宗教 哲學 教育
- 九二 文學 語學
- 九三 歷史 地理 兵事
- 九四 政治 法制
- 九五 風俗 商業
- 九六 經濟

一 宗教 哲學 教育

- 九七 理學 工學 醫學
- 九八 產業
- 九九 美術
- (一〇) 宗教
- 一〇〇 總記
- 一〇一 宗教學
- 一〇二 史傳
- 一〇三 神學
- 一〇四 神話 傳說
- 一〇五 社寺 神佛
- 一〇六 儀式 典例
- 一〇七 法規 制度
- (一一) 神書
- 一一〇 總記
- 一一一 神道
- 一一二 史傳
- 一一三 神 神宮 神社 神器
- 一一四 神職 祭典
- 一一五 祝詞 祓 祭文 願文
- 一一六 神道各派

(二四)

- (一一) 佛教
- 一一〇 總記
- 一一一 史傳
- 一一二 釋迦 佛
- 一一三 寺院 緣起
- 一一四 僧尼 佛事 佛像
- 一一五 經典 疏釋 法詩
- 一一六 佛教各派
- 一一七 法規 戒規
- 一一八 雜書
- (一二) 基督教 雜教
- 一二〇 總記
- 一二一 史傳
- 一二二 基督
- 一二三 教會 教職 儀式
- 一二四 聖書 讚美歌 祈禱
- 一二五 基督教各派
- 一二六 雜教
- (一四) 哲學
- 一四〇 總記
- 一四一 純正哲學

- 一四二 美學
- 一四三 東洋哲學
- 一四四 史傳
- 一四五 經書
- 一四六 儒書
- 一四七 諸子

(一五) 心理 論理

- 一五〇 總記
- 一五一 一般心理學
- 一五二 特殊心理學
- 一五三 史傳
- 一五四 心性檢查
- 一五五 心靈 妖怪 迷信
- 一五六 催眠術 透視
- 一五七 記憶術
- 一五八 陰陽 卜占 性相類
- 一五九 論理學
- (一六) 倫理 修身
- 一六〇 總記
- 一六一 倫理學
- 一六二 國民道德 附武士道

- 一六三 修身 教訓
- 一六四 事蹟
- 一六五 諺勸
- 一六六 報德教
- 一六七 心學
- 一六八 禮式 作法

(一七) 教育

- 一七〇 總記
- 一七一 教育學
- 一七二 史傳
- 一七三 教授 管理 訓練
- 一七四 體育及衛生
- 一七五 實業教育 補習教育
- 一七六 女子教育 特殊教育 幼稚園
- 一七七 學會 學校 學生 試驗
- 一七八 制度 法規
- 一七九 雜書
- (一八) 家庭教育
- 一八〇 總記
- 一八一 兒童研究
- 一八二 胎教

- 一八三 育兒
- (一九) 社會教育
- 一九〇 總記
- 一九一 青少年教育
- 一九二 成人教育
- 一九三 博物館 觀覽施設
- 一九四 圖書館
- 一九五 學習法 讀書法

二 文學 語學

- (二〇) 文學
- 二〇〇 總記
- 二〇一 史傳
- 二〇二 叢書
- 二〇三 全集
- 二〇四 合集
- 二〇五 雜集
- 二〇六 修辭
- 二〇七 評論 雜書
- 二〇八 童話
- (二一) 國文學

- 二二〇 總記
- 二二一 史傳
- 二二二 叢書 全集
- 二二三 合集 文集 雜誌
- 二二四 消息 作文 文話
- 二二五 物語 草紙 日記
- 二二六 歷史文學 軍記
- 二二七 滑稽 諷刺 笑話
- 二二八 感想 隨筆
- 二二九 評論 雜書

(二二) 和歌 俳諧

- 二二〇 總記
- 二二一 史傳
- 二二二 歌學 歌論 歌話
- 二二三 歌集 評釋
- 二二四 新派歌集
- 二二五 俳諧 俳話 俳文
- 二二六 句集 評釋
- 二二七 狂歌 狂句 川柳 雜俳
- 二二八 新詩
- 二二九 童謡 民謡

(二三) 東洋文學

- 二三〇 總記
- 二三一 支那文學
- 二三二 史傳
- 二三三 叢書 全書
- 二三四 合集 文集
- 二三五 小說 戲曲
- 二三六 詩歌
- 二三七 漢文 文話 文典
- 二三八 金石文 題跋 其他
- 二三九 印度文學

(二四) 歐米文學

- 二四〇 總記
- 二四一 史傳
- 二四二 叢書 全集
- 二四三 合集 文集
- 二四四 小說 戲曲
- 二四五 詩歌
- 二四六 書簡 日記
- 二四七 評論 感想 雜書

(二五) 小說

(二六)

- 二五〇 總記
- 二五一 草紙 洒落本 人情本
- 二五二 讀本 軍談 實錄
- 二五三 事實小說
- 二五四 小說
- 二五五 講談
- 二五六 評論 雜書

(二六) 戲曲

- 二六〇 總記
- 二六一 淨瑠璃 丸本
- 二六二 謡曲 狂言本
- 二六三 内外戲曲集
- 二六四 戲曲 脚本
- 二六五 評論 雜書

(二七) 語學

- 二七〇 總記
- 二七一 言語學
- 二七二 音韻 發音 文字
- 二七三 エスペラント語
- 二七四 速記術
- 二七五 演說 雄辯

(二八) 國語

- 二八〇 總記
- 二八一 文典
- 二八二 音韻 文字
- 二八三 假名遣
- 二八四 方言 俗語
- 二八五 俚諺 格言 標語
- 二八六 新領土語
- 二八七 ローマ字 國字問題
- 二八八 調查報告 教科書

(二九) 外國語

- 二九〇 總記
- 二九一 英語
- 二九二 英文典
- 二九三 發音 文字
- 二九四 作文 會話
- 二九五 故事 熟語 諺
- 二九六 英文和釋
- 二九七 和文英釋
- 二九八 獨佛語
- 二九九 其他外國語

三 歷史 地理

(三〇) 歷史

- 三〇〇 總記
- 三〇一 史學
- 三〇二 考古學
- 三〇三 年表
- 三〇四 圖譜 圖錄
- 三〇五 世界史

(三一) 日本歷史

- 三一〇 總記
- 三一〇 史論 史評
- 三一一 年表 地圖 圖錄
- 三一二 古文書 史料 記錄
- 三一三 通史
- 三一四 時代史
- 三一五 地方史
- 三二〇 總記
- 三二一 史論 史評
- 三二二 年表 地圖 圖錄

(三二) 東洋歷史

- 三二〇 總記
- 三二一 史論 史評
- 三二二 年表 地圖 圖錄

(三三) 西洋歷史

- 三三〇 總記
- 三三一 史論 史評
- 三三二 年表 地圖 圖錄
- 三三三 西洋通史
- 三三四 西洋時代史
- 三三五 西洋諸國史 地方史

(三四) 傳記

- 三四〇 總記
- 三四一 叢傳
- 三四二 年表 年譜
- 三四三 姓氏 系譜 紋章
- 三四四 人物評論 逸事 逸話
- 三四五 人名錄 職員錄
- 三四六 御傳 御系圖
- 三四七 日本人各家各傳

三四八 支那人傳記
三四九 其他諸國人傳記

(三五) 地理

三五〇 總記
三五二 世界地理
三五三 古代地理
三五四 歷史地理
三五五 人文地理
三五六 寫真帖

(三六) 日本地理

三六〇 總記
三六一 日本地誌
三六二 地方地誌
三六三 殖民地地誌
三六四 遺蹟 山陵
三六五 案内記 名稱
三六六 山河 登山
三六七 地名 市町村名

(三七) 外國地理

三七〇 總記
三七一 外國地誌

三七二 外國地方誌
三七三 各國誌
三七四 史蹟 名勝
三七五 案内記

(三八) 紀行

三八〇 總記
三八一 日本紀行
三八二 支那滿蒙紀行
三八三 外國紀行

(三九) 地圖

三九〇 總記
三九一 世界地圖
三九二 外國地方地圖
三九三 日本地圖
三九四 日本地方地圖
三九五 日本都會地圖
三九六 陸地測量部地圖

四 政治 法制 兵事

(四〇) 政治

四〇〇 總記

(二八)

四〇一 政治學
四〇二 史傳
四〇三 國法學
四〇四 憲法 國法學
四〇五 議會 政黨 選舉
四〇六 外交 條約 戰爭 平和
四〇七 移民 殖民
四〇八 外國政治
四〇九 論說 雜書

(四一) 行政

四一〇 總記
四一一 史傳
四一二 中央行政
四一三 都市行政
四一四 地方行政
四一五 警察 警務 犯罪 消防
四一六 裁判
四一七 外國行政
四一八 殖民地行政

(四二) 法制

四二〇 總記

四二一 史傳
四二二 法令書
四二三 民法
四二四 商法
四二五 刑法
四二六 訴訟法
四二七 國際法
四二八 其他諸法令
四二九 判決例

(四三) 古代法制

四三〇 總記
四三一 公家
四三二 武家
四三三 官職
四三四 儀式 典例 有職故實
四三五 東洋古代法制
四三六 歐洲古代法制

(四四) 兵事

四四〇 總記
四四一 戰史 戰記
四四二 國防 兵力

四四三 壯丁 軍事教育
四四四 給與 衛生
四四五 赤十字
四四六 兵器 彈藥 航空
四四七 旗章 勳章
四四八 軍法會議
四四九 古代武器 兵法

(四五) 陸軍

四五〇 總記
四五一 陸軍教育
四五二 戰略 戰術
四五三 演習
四五四 築城 攻防
四五六 兵器
四五六 寫真帖

(四六) 海軍

四六〇 總記
四六一 海軍教育
四六二 戰略 戰術
四六三 演習
四六四 軍艦

五 社會 婦人 風俗

(五〇) 社會

五〇〇 總記
五〇一 社會學
五〇二 社會政策
五〇三 社會事業
五〇四 史傳
五〇五 思潮 運動
五〇六 文化
五〇七 人口 人種 民族
五〇八 災害
五〇九 生活改善

(五一) 社會問題

五一〇 總記
五一一 史傳
五一二 思想問題
五一三 食糧及保健問題
五一四 都市社會問題

(二九)

- 五二五 農村社會問題
- 五二六 兒童問題
- 五二七 禁酒 禁烟

(五一) 勞働問題

- 五二〇 總記
- 五二一 史傳
- 五二二 勞働政策
- 五二三 勞銀 勞働者
- 五二四 勞働團體
- 五二五 勞働運動 爭議
- 五二六 勞働者保護
- 五二七 勞働事情

(五二) 婦人

- 五三〇 總記
- 五三一 叢書
- 五三二 教訓 修身
- 五三三 家政
- 五三四 裁縫 洗濯
- 五三五 編物 手藝
- 五三六 料理 食物
- 五三七 整容 衛生

- 五三八 婦人問題 兩性問題

(五四) 風俗

- 五四〇 總記
- 五四一 史傳
- 五四二 年中行事
- 五四三 流行 服飾
- 五四四 冠婚 葬祭
- 五四五 各地風俗 遊廓
- 五四六 外國風俗

六 經濟 商業

(六〇) 經濟

- 六〇〇 總記
- 六〇一 經濟學
- 六〇二 史傳
- 六〇三 叢書
- 六〇四 內外經濟事情
- 六〇五 調查報告
- (六一) 經濟各部
 - 六一〇 經濟政策
 - 六一一 土地 人口

(六二) 財政

- 六二二 資本 企業
- 六二三 利潤 貨銀
- 六二四 貨幣 物價
- 六二五 金融 恐慌
- 六二六 銀行 爲替 貯金 手形
- 六二七 保險 信託
- 六二八 消費及消費組合
- (六二) 財政
 - 六二〇 總記
 - 六二一 財政學
 - 六二二 史傳
 - 六二三 歲計 豫算 決算
 - 六二四 租稅
 - 六二五 地方財政
 - 六二六 會計法規 手續
 - 六二七 外國財政
- (六三) 商業
 - 六三〇 總記
 - 六三一 商業學
 - 六三二 商政 經濟
 - 六三三 實買 貿易

- 六三四 取引所 株式 相場
- 六三五 倉庫 稅關及關稅
- 六三六 商品 商標 荷造
- 六三七 會社 商店
- 六三八 經營 店員 廣告
- 六三九 商用作文及數學

(六四) 簿記

- 六四〇 總記
- 六四一 經理及會計學
- 六四二 官廳簿記
- 六四三 商業簿記
- 六四四 銀行簿記
- 六四五 工業簿記
- 六四六 農業簿記
- 六四七 決算報告

(六五) 交通 運輸

- 六五〇 總記
- 六五一 史傳
- 六五二 運輸
- 六五三 陸運 陸路
- 六五四 鐵道 軌道 索道

- 六五五 水運 水路 運河
- 六五六 航海 航路 標識
- 六五七 船舶 海員
- 六五八 航空
- 六五九 法規

(六六) 通信

- 六六〇 總記
- 六六一 史傳
- 六六二 郵便切手
- 六六三 電信 電話
- 六六四 信號
- 六六五 傳書鳩

七 理學 工學 醫學

(七〇) 理學

- 七〇〇 總記
- 七〇一 史傳
- 七〇二 叢書
- 七〇三 標本 圖譜
- 七〇四 調查報告
- (七一) 數學

- 七一〇 總記
- 七一一 史傳
- 七一二 叢書
- 七一三 和漢算法
- 七一四 算術
- 七一五 代數
- 七一六 幾何
- 七一七 三角
- 七一八 微積分
- 七一九 諸表 計算器
- (七一) 物理學
 - 七二〇 總記
 - 七二一 史傳
 - 七二二 原子 電子 放射物質
 - 七二三 力學
 - 七二四 氣學
 - 七二五 音響學
 - 七二六 光學
 - 七二七 熱學
 - 七二八 電磁氣學
- (七二) 化學

- 七三〇 總記
- 七三一 史傳
- 七三二 實驗 分析
- 七三三 無機化學
- 七三四 有機化學
- 七三五 營養學
- (七四 天文學 地文學)
- 七四〇 總記
- 七四一 星學 曆時
- 七四二 地震
- 七四三 火山 噴火 溫泉
- 七四四 氣象 天氣
- 七四五 海洋 湖沼
- 七四六 地質
- 七四七 礦物 岩石
- (七五 博物學)
- 七五〇 總記
- 七五一 史傳
- 七五二 生物學
- 七五三 人類學 人種學
- 七五四 動物學

- 七五五 植物學
- 七五六 本草學
- 七五七 採集 標本
- (七六 工學)
- 七六〇 總記
- 七六一 材料 構造
- 七六二 測量 製圖
- 七六三 設計 圖錄
- 七六四 土木工程
- 七六五 機械工學
- 七六六 建築工學
- 七六七 電氣工學
- 七六八 造船 造艦
- (七七 醫學)
- 七七〇 總記
- 七七一 史傳
- 七七二 和漢古方
- 七七三 各科醫學
- 七七四 治療法
- 七七五 看護 助產
- 七七六 藥學 處方 藥局

- (三二)
- 七七七 法醫學
- 七七八 獸醫學
- (七八 生理衛生學)
- 七八〇 總記
- 七八一 生理學
- 七八二 解剖 組織
- 七八三 衛生
- 七八四 細菌學
- 七八五 健康法 長壽法
- 七八六 種痘
- 七八七 飲食物
- 七八八 行政 法規
- 七八九 調查報告
- 八〇〇 總記
- 八〇一 史傳
- 八〇二 博覽會 共進會
- 八〇三 發明 特許
- 八〇四 度量衡

八 產業

- 八〇五 實業案內 物產
- 八〇六 各地產業
- 八〇七 調查報告
- 八〇九 能率 事務管理

(八一 農業)

- 八一〇 總記
- 八一一 史傳
- 八一二 農政 經濟
- 八一三 農業理化學
- 八一四 農產製造 加工品
- 八一五 農具 土壤 肥料
- 八一六 種苗 耕種 作物
- 八一七 病害 益害鳥虫獸
- 八一八 農業工事
- 八一九 各地農況 調查報告

(八二 林業)

- 八二〇 總記
- 八二一 史傳
- 八二二 林政 經濟

- 八二三 森林保護
- 八二四 造林
- 八二五 樹木 木材
- 八二六 林產 木材利用法
- 八二七 竹
- 八二八 調查報告

(八三 園藝)

- 八三〇 總記
- 八三一 公園 庭園
- 八三二 花卉 盆栽
- 八三三 果樹 果物
- 八三四 園藝加工品
- 八三五 茶業
- 八三六 調查報告

(八四 畜產)

- 八四〇 總記
- 八四一 史傳
- 八四二 畜產學
- 八四三 畜產製造

- 八四四 養畜
- 八四五 養禽
- 八四六 養蜂
- 八四七 調查報告

(八五 蠶桑製糸)

- 八五〇 總記
- 八五一 史傳
- 八五二 蠶種
- 八五三 養蠶
- 八五四 蠶體 蠶病
- 八五五 繭
- 八五六 栽桑
- 八五七 製糸
- 八五八 調查報告

(八六 水產業)

- 八六〇 總記
- 八六一 史傳
- 八六二 水產學
- 八六三 養殖 水產製造

- 八六四 水産物
- 八六五 漁業
- 八六六 漁具
- 八六七 製鹽
- 八六八 調査報告

(八七 工業)

- 八七〇 總記
- 八七一 史傳
- 八七二 工業政策 經濟
- 八七三 工場
- 八七四 機械工業
- 八七五 化學工業
- 八七六 電氣工業
- 八七七 手工業
- 八七八 陶器 漆器
- 八七九 燃料

(八八 鑛山業)

- 八八〇 總記
- 八八一 史傳

- 八八二 鑛石 採鑛
- 八八三 冶金 試金
- 八八四 鑛山
- 八八五 炭坑 油井
- 八八六 各地鑛業
- 八八七 調査報告

九美術 諸藝 運動 娛樂

(九〇 美術)

- 九〇〇 總記
- 九〇一 史傳
- 九〇二 鑑定
- 九〇三 目錄
- 九〇四 骨董
- 九〇五 圖錄 圖譜

(九一 書畫)

- 九一〇 總記
- 九一一 史傳

- 九一二 書法 書論
- 九一三 墨帖 書譜
- 九一四 畫法 畫論
- 九一五 畫譜 圖錄
- 九一六 書畫譜
- 九一七 洋畫
- 九一八 漫畫

(九二 圖案)

- 九二〇 總記
- 九二一 史傳
- 九二二 圖案集
- 九二三 意匠 裝飾
- 九二四 圖畫
- 九二五 用器畫

(九三 寫真)

- 九三〇 總記
- 九三一 寫真術
- 九三二 寫真器
- 九三三 寫真帖

(三四)

- 九三四 映畫及幻燈

(九四 製版 印刷)

- 九四〇 總記
- 九四一 史傳
- 九四二 印刷術
- 九四三 製版
- 九四四 版畫
- 九四五 タイプライター

(九五 彫刻)

- 九五〇 總記
- 九五二 彫刻 塑像
- 九五三 篆刻 印章
- 九五四 メダル
- 九五五 文房具

(九六 音樂)

- 九六〇 總記

- 九六一 史傳
- 九六二 理論
- 九六三 器樂
- 九六四 聲樂
- 九六五 樂曲 唱歌
- 九六六 俗曲
- 九六七 蓄音機

(九七 演藝)

- 九七〇 總記
- 九七一 史傳
- 九七二 演劇 素人劇
- 九七三 俳優 劇場 劇評
- 九七四 舞樂 能樂 講 狂言
- 九七五 義太夫 浪花節 落語
- 九七六 樂劇 歌劇 映畫劇
- 九七七 舞踊 ダンス
- 九七八 興行物

(九八 運動)

- 九八〇 總記

- 九八一 競技
- 九八二 野球 庭球
- 九八三 籠球 蹴球
- 九八四 端艇 水泳
- 九八五 スキー スケート
- 九八六 武藝 相撲
- 九八七 其他

(九九 娛樂)

- 九九〇 總記
- 九九一 生花 盆石
- 九九二 茶道 香道
- 九九三 圍碁 將棋
- 九九四 撞球
- 九九五 狩獵 釣魚
- 九九六 骨牌 双六
- 九九七 乘馬 競馬
- 九九八 其他

(三五)



兒童用圖書

- 〇〇 辭書 試驗 問題集
- 一〇 叢書
- 二〇 修身 作法
- 三〇 文學
- 三〇 總記
- 三一 讀方
- 三二 綴方
- 三三 童話
- 三四 小說

- 三五 童謠 詩歌
- 三六 劇
- 三七 外國語
- 四〇 歷史 傳記
- 五〇 地理 紀行
- 六〇 算術 理科
- 七〇 圖畫 手工
- 八〇 唱歌 運動 遊戲
- 九〇 實業 雜書

Classification of Foreign Books

- 00 General Works.
- 10 Religion. Philosophy. Education.
- 20 Literature. Language.
- 30 History. Geography.
- 40 Politics. Law. Military and Naval.
- 50 Sociology. Manner and Custom.
- 60 Economics. Commerce.
- 70 Science. Engineering.
- 80 Industry.
- 90 Fine Arts. Amusements.

八、目 録

本文庫の圖書目録は左の五種とす。
一、和漢書書名目録

- 二、和漢書分類目録
- 三、洋書分類目録
- 四、洋書著者名目録
- 五、事務用目録

事務用及閲覧用目録ともにカードを用ふれども又別に左記の通り印刷目録を刊行す。

- 一、貴重和漢書目録
- 二、貴重洋書目録
- 三、静岡縣立英文庫和漢圖書目録 (大正十五年三月現在)
- 四、同 久能文庫之部
- 五、同 追加之部第一 (昭和三年十二月現在)

目録中に於ける圖書の排列は、和漢書は五十音順に依り、洋書はアルファベット順に依る。

九、閲覽狀況

本文庫の圖書閲覽は大人閲覽、兒童閲覽、新聞閲覽の三部に分れ大人閲覽は男女を別にし各閲覽室を異にす。兒童及新聞閲覽には階下の最も出入に便利なる室を選び何れも開架式自

由閲覽なるも兒童にありては閲覧票に所定の事項を記入し之を差出さしめ閲覧後返戻の際には係員受取り整理するものとす。大人閲覽は男女室を異にするも圖書の出納は同一室にて行ひ所定の目録を検索して請求せしむるものと、辭書百科全書新着圖書雜誌及通俗圖書の壹部は閲覧室内の書架に公開して自由に閲覽せしむ。亡失等の弊絶無にあらざるも手續簡便なるを以て閲覧者には勿論出納に當るものにも甚だ便利なり。

既往五ヶ年の本文庫閲覧人員(新聞室を除く)は平均四百三人にして設立當初は閲覧人の讀書稍々着實を缺く憂ありしが次第に訓練せられ閲覧人數少しく減じたるも其質は次第に良好に向ひ堅實に閲覽する傾向あり。既往五ヶ年間の男女別閲覧人員、職業別閲覧人員、閲覽圖書の類別を擧ぐれば次の如し。

年度別	閲覧人員一覽				合計	一日平均
	男	女	兒童	計		
大正一四	九六、〇四四	九、八七八	三、三三三	一〇九、二〇五	四二二	
大正一五、昭和元	九八、八四三	六、六七三	三七、一七九	一四三、七八五	四三三	
昭和二	九三、〇〇一	七、七三三	三九、四九四	一三八、七六八	四一四	
昭和三	七六、〇三三	五、三九八	三九、九七五	一二一、四〇六	三七三	
昭和四	八二、五三七	六、七四三	三六、六四六	一二五、九六六	三六二	
計	四四八、五〇六	三五、九六五	一八七、五一六	六七一、九八七	四〇三	

職業別閱覽人員一覽

年度別	職業別										計
	學生	宗教家	教育家	官吏	軍人	記者	實業	其他	兒童	計	
大正十四年度	七,五〇〇	二,一九七	一,七二四	九四一	一,二九九	八,二六三	一五,二一九	二〇五,九三三	三二,三三三	一三六,四四四	
大正十五年度	七,八八六	一,八八五	一,五三八	六四〇	三〇〇	七,六三六	一五,六六一	二〇六,五三六	三七,七一九	一四三,七二五	
昭和元年度	七二,三七七	一,五五七	一,七七四	三二一	一七四	六,六一〇	一六,四七一	九九,七七四	三九,四九四	一三八,七六八	
昭和二年度	五七,八八九	一,四六一	一,四三三	二六五	一三五	五,八三六	一六,四一四	八三,四三三	三九,九七五	一三三,四〇八	
昭和三年度	六,四三二	一,五五三	一,九七四	一四二	一四七	五,四九六	一八,六〇五	八九,三三八	三八,六四六	一三七,九五四	
昭和四年度	六,四三二	一,五五三	一,九七四	一四二	一四七	五,四九六	一八,六〇五	八九,三三八	三八,六四六	一三七,九五四	
合計	三〇八,一三三	八,六六三	八,四三三	二,二九九	八九五	三三,八〇〇	八一,七二〇	四八四,四七三	一八七,五二六	六七一,九八九	
千分比	七八	一八	一七	五	二	七〇	一七	一〇〇	一七	一〇〇	

閱覽圖書一覽

年度別	門別									計	兒童	合計
	一門	二門	三門	四門	五門	六門	七門	八門	九門			
大正一	一〇,二七四	七,六三三	四九,四〇六	九九,一七三	三,八七三	三,六八八	一,三三三	二,〇四三	五,五〇四	一〇七,七六〇	五八,二九〇	一六五,七五〇
大正二	九,三七八	八,〇三九	四六,九八三	九,〇三九	三,五三九	三,〇三九	二,〇七七	二,三八四	四,五九三	一〇〇,八七八	六一,四八八	一六二,三六六
昭和元	一〇,九七八	八,五二八	三八,六二二	九,八三三	三,八七三	三,〇三九	二,〇七七	三,五七九	四,六〇四	九七,〇一三	六五,四二四	一六二,四三七
昭和二	一〇,六七七	九,三三三	三六,三九九	一〇,五五八	四,四三三	三,〇三九	二,九八五	三,四七三	四,三三七	九八,四七三	六三,三五六	一六一,八二八
昭和三	一一,一五六	八,九一七	三九,一六〇	一八,三五〇	四,七三三	三,三三三	三,八二二	三,七九六	六,〇〇八	一一一,五三三	六二,二七二	一七三,八〇五
昭和四	一五,九六三	一〇,〇三〇	五九,九四三	二〇,四七三	一三,三七七	一六,五七六	五,五二九	一五,二八四	二六,九八八	一五二,四七三	八二,九七三	二三五,四四六
計	一〇五	八二	四〇九	一六	〇	三六	三三	一〇八	三三	五二	一〇〇	一〇〇
千分比	一〇五	八二	四〇九	一六	〇	三六	三三	一〇八	三三	五二	一〇〇	一〇〇

一〇、巡回文庫

附同文庫取扱規程

巡回文庫は大正十四年十一月に事務を開始せり。之によりて本文庫の圖書を縣下町村圖書館、男女青年團、中等學校に廻覽せしむ。是等は豫ねて廻付しある和漢圖書目録、本文庫月報等によりて圖書を選定して請求し三ヶ月以内の期間を以つて貸付け使用後は本文庫に返送して新に請求するものとす。遠隔にある人の讀書には極めて便利なるも當初は周知せられず申込み極めて少數なりしが累年増加し昨年度よりは申込手續を簡便にしたる等の關係より頗る増加す。既往五ヶ年同文庫廻送等に關する一覽を示せば次の如し。

巡回文庫一覽

年度別	送附冊數	送附冊數	停留延日數	閱覽人員	閱覽冊數
大正一	四	一七六	四七七	四四七	四四七
大正二	四三	一,四七七	三,三九九	二,八四四	二,八四四
昭和元	五九	一,八八八	四,三〇七	三,二二四	三,二二四
昭和二	六四	二,〇二八	五,二九〇	四,五〇五	四,五〇五
昭和三	一五二	四,六六一	一三,三四四	七,八七〇	八,六二七
昭和四	三二	〇,五二〇	二六,七七七	一八,七五〇	一九,五二四
計	三二	〇,五二〇	二六,七七七	一八,七五〇	一九,五二四

静岡縣立文庫巡回文庫取扱規程

大正十四年十一月二十日
静岡縣告示第五百十八號
昭和二年五月五日
縣告示第二百八十六號改正

- 第一條 巡回文庫ハ當分ノ内左記ノ箇所ニ回付ス
 - 一 市町村立圖書館若ハ之ニ準スル私立圖書館
 - 二 町村青年團若ハ之ニ準スル教化團體
 - 三 公私立中等學校
- 第二條 巡回文庫ノ回付ヲ受ケントスルモノハ管理者一人ヲ定メ巡回文庫申込書ニ左記要項ヲ具シ公立圖書館及公私立中等學校ニ在リテハ直接本館ニ其ノ他ニ在リテハ其市役所町村役場ヲ經由シ本館ニ提出スヘシ
 - 一 請求者名
 - 二 届 先
 - 三 着 驛 名
 - 四 申込年月日
 - 五 返還見込年月日
 - 六 管理者官職住所氏名
 - 七 着驛後ノ受取方法
- 第三條 巡回文庫ノ回付ハ一町村又ハ一學校ニツキ一個トス

- 第四條 第一條ノ圖書館及團體ハ聯合シテ申込ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前二條ノ例ニ依ル
- 第五條 巡回文庫ヲ請求スルニ當リ希望ノ圖書アルトキハ書名、著者名、冊數、定價等ヲ具シテ申込ムコトヲ得
- 第六條 巡回文庫ノ發送ニ際シ本館ハ送付書並ニ必要ナル諸用紙ヲ申込者ニ送付ス
- 巡回文庫ニハ圖書目錄、閱覽請求簿、携出簿ヲ添フ管理者ハ受領ト同時ニ内容ヲ査閲シテ本館ヨリ送付ノ領收書用紙ニ記入捺印ノ上本館ニ送付スヘシ
- 第七條 管理者ハ巡回文庫ノ圖書ヲ閱覽スルモノニ對シテハ閱覽請求簿ニ携出閱覽者ニ對シテハ携出簿ニ各所定ノ記入ヲナサシムヘシ
- 第八條 巡回文庫ノ使用了リタルトキハ管理者ハ在庫圖書ト圖書目錄トヲ對照シ圖書目錄閱覽請求簿携出簿ヲ添ヘ指定ノ期日迄ニ本館ニ返送シ別ニ本館ヨリ送付シタル送付書用紙ニ記入捺印シ本館宛郵送スヘシ

一一、研究調査

附調査室使用規程

一般の研究調査は閱覽室にてなすを普通とするも本文庫には稀覯書重要な記録類を多數に所藏するを以て是等の研究調査を便にせんが爲め調査室を特設す。其圖書記録の一部は常に同室に陳列して参考に供し且研究調査の題目を定め長期に亘りて研究調査せんとするものありては其研究調査題目と履歴大要を記して同室使用を願ひ出でしめ之を調査して其使用

を許可す。調査室使用規程は次の如し。

調査室使用規程

- (四四)
- 第一條 年齢十七歳以上ニシテ特種ノ研究調査ヲサントスルモノハ本文庫規則第九條ニヨリ調査室ヲ使用スル事ヲ得
 - 第二條 前條ニヨリ調査室ヲ使用スルモノニハ大凡左ノ便宜ヲ與フルモノトス
 - 一、同室備付ノ圖書ノ自由閱覽
 - 二、本館ニ支障ナキ限り定限外圖書ノ貸與
 - 三、特別取扱圖書貸與
 - 第三條 第一條ニヨリ調査室ヲ使用セントスルモノハ左ノ各號ヲ具シテ願出テ許可ヲ受クヘシ
 - 一、調査研究ノ目的及事項ノ概要
 - 二、調査研究ノ期間
 - 三、生年月日住所職業氏名及履歷ノ大要
 - 第四條 調査研究ノ目的變更若シクハ期間終了シ尙之ヲ繼續セントスルトキハ更ニ願出テ許可ヲ受クヘシ
 - 第五條 本規程ニ定メタル外閱覽ニ關シテハ本文庫規則ヲ適用ス

一一一、講座

附講堂貸與規程

本文庫は圖書を集覽して公衆の閱覽に供す。外講堂を設けて學術上の講習會、講演會、映畫會、童話會を開催して智徳を涵養し趣味の向上を圖り且讀書の指導に資す。又本文庫と目的を同ふして是等を開催せんとするものには講堂を貸與す。講堂貸與規程は次の如し。

静岡縣立葵文庫講堂貸與規程

(大正十四年五月十九日
静岡縣告示第二六八號)

- 第一條 本講堂ハ毎日午前八時ヨリ午後十時迄ノ間ニ於テ之ヲ貸與ス但シ營利ヲ目的トスルモノ又ハ文庫長ニ於テ不適當ト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第二條 本講堂ヲ使用セムトスルモノハ左記事項ヲ具シ文庫長ノ許可ヲ受クヘシ
 - 一、使用ノ目的及方法
 - 二、使用ノ日時
 - 三、入場豫定人員
 - 四、使用者ノ住所職業氏名
- 第三條 本講堂ノ使用ニ付テハ左ノ區分ニ依リ使用料ヲ徴收ス但シ文庫長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ知事ノ許可ヲ受ケ増減又ハ免除スルコトヲ得
 - 一、晝間(自午前八時 至 午後四時) 一回 金五圓
 - 二、夜間(自午後十時 至 翌午前八時) 一回 金七圓

但シ晝夜ヲ通シ使用スル場合ハ金拾圓トス
 第四條 本講堂ノ使用者ニシテ其ノ使用ヲ終リタルトキハ室内ヲ清淨整頓シ其ノ旨文庫長ニ申出ツヘシ
 第五條 本文庫ノ設備ニ對シ損害ヲ與ヘタルトキハ文庫長ノ指定ニ從ヒ使用者ヲシテ賠償ノ責ニ任セシ
 ムルコトアルヘシ

既往五ヶ年講堂使用狀況並に本文庫主催の文化講座成績は次の如し

講堂使用一覽

年 度	回 數	人 員
大 正 十 四 年 度	一三四	三九、六四〇
大 正 十 五 年 度	一二七	二九、四一四
昭 和 二 年 度	一三六	三〇、八八〇
昭 和 三 年 度	一〇四	三〇、二一八
昭 和 四 年 度	一四〇	四二、三九〇
計	六七七	一七二、五四二
平均 (一ヶ年)	一三五	三四、五〇八

文化講座一覽

回 數	開催年月日	講 座 題 目	講 師 氏 名	備 考
第一回	大正一四、三、二八	文化 生活ト 圖書館	日比谷圖書館頭 今 澤 慈 海	
同	同	藝文庫ノ歴史的背景ト其將來	文學博士 新 村 出	
同	三、二九	動物ノ團體生活ニ就テ	理學博士 丘 淺 次 郎	
第二回	六、二九	支 那 時 局 觀	靜岡高等學校教授 原 田 莊 一	
同	九、二二	歐 米 一 巡 シ テ	本縣道路技師 西 義 一	
第三回	同	思想問題ヨリ觀タル藝術	靜岡高等女學校長 關 口 正 助	
第四回	一〇、三〇	民 族 道 ト 人 類 道	靜岡高等學校教授 川 瀨 光 順	圖書館週間行事ノ一 トシテ開催
同	一一、九	戰 國 時 代 ト 靜 岡	靜岡市史編纂課長 足 立 瀧 太 郎	
同	一一、一〇	童 心 藝 術 論	東京日日新聞囑託 野 口 雨 情	
同	一一、一一	同	同	

第六回	同	一二、二五	公民教育概論	文部書記官 木村正義	十二月二十五日ヨリ五日間公民教育ニ關スル講座トシテ開催
	同	同	改正選舉法要旨	本縣事務官 土岐銀次郎	同
	同	同	圖書館經營	葵文庫長 貞松修藏	同
	同	同	私法一般	法學博士 穗積重遠	同
	同	同	群集心理	文學博士 塚原政治	同
	同	同	農業と經營	農學博士 佐藤寛次	同
第七回	大正一五、四、三〇	彼我ノ差	濱松高等學校教授 中島友正	同	同
第八回	同	氏カ育チカ	靜岡高等學校教授 福井玉夫	同	同
第九回	同	出テタル國文學者ト其業	文學博士 佐々木信綱	同	八月十六日ヨリ四日間 江戸文學ニ關スル講座 トシテ開催
	同	江戶軟文概論	文學博士 藤村作	同	同
	同	徳川時代倫理思想大観	靜岡高等學校教授 川瀬光順	同	同

第十回	同	一一、一八	最近支那ヲ視察シテ	靜岡高等學校教授 横山俊平	圖書館週間行事ノ一 トシテ開催
	同	一一、一〇	國民的新精神ノ作興	茅原華山	同
第十一回	昭和二、二、二〇	ハスタロツチと其事業	慶應義塾教授 小林澄兄	ハスタロツチ百年祭 記念	同
第十二回	同	五、一五	稲川ノ人物	文學博士 新村出	山梨稲川百年祭記念
	同	同	稲川ノ學問	文學博士 内藤虎次郎	同
第十三回	同	一一、一〇	新聞紙ト明治文化ノ建設	東京帝國大學講師 小野秀雄	圖書館週間行事ノ一 トシテ開催
	同	一一、一三	平安朝ノ草假名ニ就テ	文學博士 尾上八郎	同
第十四回	同	一二、二六	町村圖書館經營	葵文庫長 貞松修藏	十二月廿六日ヨリ三日 間圖書館事業講習會ト シテ開催
	同	同	最近歐米圖書館狀況	東大附屬圖書館司書官 山田珠樹	同
	同	同	小學校ト圖書館	成城學園主事 小原國芳	同
第十五回	昭和三、四、一三	神道概説	靜岡淺間神社宮司 松平靜	同	毎週一回ノク四回連 續ニテ開催

第十六回	同	五、一一	佛	教	概	説	靜岡高等學校教授 川瀬光順	同												
第十七回	同	六、一五	基	督	教	概	説	靜岡高等學校教授 佐々木順三												
第十八回	同	一〇、二	爆	撃	飛	行	隊	ニ	就	テ	陸軍航空兵少佐 山田靜雄	同	圖書館週間行事ノ一 トシテ開催							
	同	一〇、四	ユ	ウ	モ	ア	ノ	心	理	佐々木邦	同									
	同	一〇、七	御	即	位	式	ト	大	嘗	會	靜岡淺間神社宮司 松平靜	同								
第十九回	昭	和	四、	二、	三	人	生	ハ	詩	ナリ	眞	實	ノ	樂	天	主	義	野口米次郎	同	
第二十回	同	三、三	家	庭	ノ	改	造	早稲田大學講師 帆足理一郎	同											
第二十一回	同	五、廿五	幕	末	維	新	ノ	頃	伊藤藤仁太郎	同										
第二十二回	同	六、二二	傳	説	童	話	學	藤澤衛彦	同											
	同		童	話	作	法	濱田廣介	同												
	同		童	話	作	法	濱田廣介	同												

第廿三回	同	七、一九	無	線	遠	視	法	濱松高等工業助教授 高柳健次郎								
第廿四回	同	一一、七	臺	灣	ノ	教	育	ト	産	業	一	般	葵文庫長 眞松修藏	同	圖書館週間行事ノ一 トシテ開催	
	同	一一、八	富	士	山	ノ	生	立	ヲ	思	フ	今 靜岡高等學校教授 野田圓藏	同			
	同	一一、一〇	皇	政	復	古	思	想	ノ	起	リ	ニ	就	テ	文學博士 黒坂勝美	同
第廿五回	昭	和	五、	三、	九	言	語	ト	習	俗	柳田國男	同				

三、展覽會

本文庫にては講習講演により學術を通俗化し讀書指導を圖ると共に、是に關聯せる圖書記録類を陳列して觀覽せしめ研究調査の便を與ふ。又郷土史料の湮滅することを恐れて毎年展覽會を開催し目錄を調製して研究者に便宜を與へ又所藏者に保存上の注意を促しつゝあり。既往五ヶ年間本文庫主催展覽會は次の如し。

展覽會一覽

開催年月日	開催期間	開催展覽會ノ内容	備考
-------	------	----------	----

自大正一四、三、二八 至同	三日	開館記念圖書展覽會	
自大正一四、一、一五 至同	三日	第一回郷土志料展覽會	
自大正一五、八、一六 至同	四日	江戸文學ニ關スル展覽會	
自大正一五、一、二四 至同	三日	第二回郷土志料展覽會	
自昭和二、五、一七 至同	三日	山梨 稻川 遺墨展覽會	
自昭和二、一、一五〇 至同	六日	第三回郷土志料展覽會	
自昭和三、九、二七 至同	二日	先賢遺墨及稀隴圖書展覽會	閑院宮裁仁親王殿下御台臨紀念
自昭和三、〇〇、七六 至同	二日	御大禮ニ關スル資料展覽會	
自昭和三、一、二四 至同	二日	御大典 寫眞展覽會	
自昭和四、五、二四 至同	二日	關口縣令記念展覽會	
自昭和四、一、一三 至同	五日	第四回郷土志料展覽會	富士山ニ關スルモノ

一四、兒童圖書調查

附兒童圖書調查部規程

大正十五年五月本文庫内の静岡文化協會の事業の一部として兒童圖書調查部を設けて兒童圖書の調査を開始し優良と認むるものは毎月一回本文庫月報「葵文庫と其事業」に發表し小學校及各家庭の参考に供す。其調査の方法は静岡市内の書籍店に來れる新刊兒童圖書の全部本文庫に納入せしめ委員に調査を依頼して選定す。

兒童圖書調查部規程

- 第一條 本會規約第二條ニヨリ本會ニ兒童圖書調查部ヲ置ク
- 第二條 本部ニ於テ兒童圖書ヲ研究調査シ其優良ト認ムルモノハ本會ニ於テ公表推薦スルモノトス
- 第三條 本部ニ左ノ役員ヲ置ク
 調査委員 若干名
 幹事 若干名
- 第四條 調査委員ハ本會之ヲ依囑シ幹事ハ調査委員ノ互選トス
- 第五條 幹事ハ圖書調査ノ庶務ニ従事シ調査委員ハ兒童圖書ノ研究調査ヲナス
- 第六條 例會ハ毎月一回之ヲ開キ委員ノ報告ヲ参考シテ優良圖書ヲ選定ス
- 第七條 本規程ニ關シ必要ナル細則ハ本部ニ於テ之ヲ定メ本會ノ承認ヲ經ルモノトス

兒童圖書調查委員協定要項

- 一、 調査委員ハ兒童圖書ノ全般ニ亙リ左記各項ニツキ之ヲ精査スルモノトス
 - 1、 内容ニ關スル事項
 - 2、 形式ニ關スル事項
 - 3、 程 度
 - 4、 其他參考トナルベキ事項
- 二、 調査委員ハ分擔ヲ定メ適宜調査研究シ各自調査書ヲ作製スルモノトス
- 三、 調査委員毎月第一木曜午後四時ヨリ英文庫ニ例會ヲ開キ委員ノ報告ヲ基礎トシ比較研究シテ優良圖書ヲ決定ス
- 四、 調査委員ノ決定セル圖書ハ英文庫兒童室ニ備付ケ且之ヲ公表スルモノトス
- 五、 調査委員ハ互選シ正副委員長ヲ定ム
- 六、 幹事ハ調査スベキ圖書ヲ擔任者ニ分配シ調査書ヲ取纏メ其他本會ノ庶務ニ當ルモノトス

(五四)

兒童圖書調查會成績一覽

年 度	回 數	調 査 圖 書	採 擇 圖 書	否 決 圖 書
大正十五年 度	一〇	二一九册	一六三册	五六册
昭和二年 度	一一	一五九	一〇七	五二
昭和三年 度	一一	一六〇	八四	七六

昭 和 四 年 度	計
一一	四三
一三六	六七四
七四	四二八
六二	二四六

一五、刊 行 物

本文庫は大正十五年七月以來毎月一回「英文庫と其事業」と題して館報を發行して新着圖書目錄、優良圖書の推薦、圖書館事業の研究調査等を掲載して参考に供し、又所藏圖書の目錄解題を編纂發行して縣下中等學校各市町村に配付し且全國の主なる圖書館と交換す。其外本文庫主催の講演會の速記録郷土志料等本文庫内静岡文化協會の援助を得て發行す。館報以外の刊行物大凡次の如し。

書 名	冊 數	發 行 年 月 日
圖書館と其使命 (英文庫パンフレット第一輯)	一	大正十四年六月三十日
生活と統一 (同 第二輯)	一	同 年 同 月 同 日
郷土文事年表 (同 第三輯)	一	同 年 十 一 月 十 日

(五五)

時代と公民教育(同 第四輯)	一	大正十五年三月二十日
英文庫和漢圖書目録	一	同 年三月三十日
江戸時代の文學 <small>(葵文庫パンフレット第五輯)</small>	一	同 年十二月十五日
稻川先生記念録	一	昭和二年五月十五日
圖書一館指針	一	同 年十二月廿五日
葵文庫和漢圖書目録 <small>久能文庫之部</small>	一	同 年三月三十日
英文庫和漢圖書目録 <small>追加之部</small>	一	昭和四年三月三十日
關口縣令記念明治初期名士書簡集	一	同 年五月廿五日
山梨稻川集	四	同 年六月十日
第四回富士山に關する郷土史料展覽會陳列目録	一	同 年十一月九日

(五六)

一六、職員

現職員				舊職員			
職名	氏名	就職年月日	事由	職名	氏名	就職年月日	年月日
文庫長	貞松修藏	大正一三、一〇、三〇	掛川高等女學校書記心得二轉任	助手	湯本壽二	大正二三、二、二七	大正二四、三、三
司書	加藤忠雄	大正一三、一二、二四	退職	同	内藤龜次	大正二三、二、二七	大正二四、八、三
同	野崎幸雄	大正一三、一二、八	退職	書記	石川政吉	大正二三、〇、三〇	昭和三、四、三〇
書記	佐々木安貴生	大正一三、一〇、三〇	掛川高等女學校書記二轉任	助手	南部三千代	大正二五、三、三	昭和四、三、九
同	湯本壽二	昭和三、四、三〇	退職				
縣立巴高女教授 囑託兼英文庫司 書事務取扱	羽仁春太郎	昭和三、九、二六					
助手	飯塚傳太郎	大正一四、三、三一					
同	横山芳雄	大正一四、八、三一					
助手	横見政	昭和四、三、三一					

(五七)

一七、静岡縣立葵文庫規則

(大正十四年五月十九日静岡縣令第二十四號
昭和二年五月五日縣令第三十八號改正)

(五八)

第一章 總 則

- 第一條 本館ハ内外古今ノ圖書ヲ蒐集保存シテ公衆ノ閱覽ニ供ス
- 第二條 本館ノ開館時限左ノ如シ但臨時變更スルトキハ其都度之ヲ揭示ス
- 一月、二月、三月、十月、十一月、十二月 自午前九時 至午後九時
- 四月、五月、六月、七月、九月 自午前八時 至午後九時
- 八月 自午前八時 至午後六時
- 第三條 本館ノ開館日ハ左ノ如シ但臨時閉館スルトキハ其都度之ヲ揭示ス
- 一、歲 首 自一月一日 至一月五日
- 二、紀元節
- 三、氏神祭 四月四日
- 四、天長節
- 五、明治節
- 六、曝書期 十月又ハ十一月中ニ於テ十日間以内
- 七、歲 末 自十二月二十九日 至十二月三十一日
- 八、館内大掃除 毎月末日
- 但當日日曜ナルトキハ其ノ前日

第四條 本館ニ功勞アリタルモノ及館長ニ於テ適當ト認メタル者ニハ優待券ヲ贈與ス

第二章 閱 覽

- 第五條 年齡十二年以下ノ者ハ兒童室ニ於テ閱覽セシム
- 第六條 館内ノ秩序ヲ紊リ又衛生上弊害アリト認メタルモノハ入館ヲ許サス
- 第七條 圖書ヲ閱覽セントスル者ハ閱覽券ニ書名、部門、冊數、函號、住所、氏名及年齡等ヲ記入シテ之ヲ係員ニ差出スヘシ
- 第八條 閱覽者ニ貸與スル圖書ノ員數ハ同時ニ三種以内トシ和裝ハ六冊洋裝ハ三冊和洋裝ヲ通シ四冊ヲ以テ其ノ定限トス
- 但特別ノ事情アル者ニ對シテハ定限外ノ貸與ヲナスコトアルヘシ
- 第九條 優待券ヲ所持スル者及館長ノ特許ヲ得タル者ハ特別室ニ於テ閱覽スルコトヲ得
- 第十條 本館ニ於テ特別ノ取扱ヲナス圖書ハ指定ノ場所ニ於テ閱覽スヘシ
- 第十一條 退館セントスルトキハ借受タル圖書ヲ返還スヘシ
- 第十二條 閱覽人圖書ヲ紛失汚損毀棄シタルトキハ本館指定ノ現品若ハ相當ノ代金ヲ以テ賠償スヘシ
- 前項ノ賠償義務ヲ完済セサル間ハ本館ノ圖書ヲ閱覽スルコトヲ許サス
- 第十三條 閱覽人ハ排列セル机椅子等ヲ紊ニ移動シ又ハ建物其他備付ノ器物ヲ汚損スヘカラズ
- 第十四條 閱覽室ニ於テハ靜肅ヲ旨トシ音讀談話喫煙飲食ヲ許サス
- 第十五條 閱覽人本館ノ規則ニ違反シ又ハ不都合ノ行爲アルトキハ退館ヲ命スルコトアルヘシ

第三章 携 出

(五九)

第十六條 本館ノ圖書ヲ携出スルヲ得ルモノハ優待券又ハ特許證ヲ有スルモノタルヘシ
第十七條 圖書携出特許證ヲ交附スルモノハ本縣内ニ住所ヲ有シ左記各項ノ一ニ該當シ金參圓ヲ納付シ
タルモノニ限ル

- 一、年齢二十歳以上ニシテ直接國稅金參圓以上ヲ納ムル者
- 二、年齢十七歳以上ノ者ニシテ前號ノ資格ヲ有スル者ヲ以テ保證人トシタルトキ
- 三、官吏、學校職員

第十八條 圖書携出特許證ノ使用ハ記名本人ニ限リ其ノ有効期間ハ交付ノ日ヨリ起算シテ一ケ年トス

第十九條 圖書携出期間ハ二週間トス但本館ノ都合ニ依リ期間内ト雖モ返還セシムルコトアルヘシ

第二十條 携出セントスル圖書ノ員數ニツキテハ第八條ヲ準用ス

第二十一條 貴重ナル圖書辭書墨帖及目錄等ハ携出スルコトヲ得ス普通圖書ト雖モ本館ノ都合ニ依リ携
出ヲ許ササルコトアルヘシ

第二十二條 第十二條ノ規定ハ圖書携出者ニ對シテモ之ヲ準用ス

第四章 圖書寄附

第二十三條 本館ニ圖書ヲ寄贈セントスル者ハ書名員數價格ヲ詳記シタル寄贈申込書ニ現品ヲ添ヘ本館
ニ送致スヘシ

第二十四條 寄贈ノ圖書ニハ寄贈年月日及寄贈者ノ氏名ヲ標記シ永ク保存シテ其厚意ヲ表スルモノトス

第二十五條 圖書ノ寄贈ニ必要ナル費用ハ總テ寄贈者ノ負擔トス

第五章 圖書委託

第二十六條 公衆ノ閱覽ニ供スル目的ヲ以テ本館ニ圖書保管ヲ委託セントスル者ハ其書名員數價格及住
所氏名等ヲ詳記シタル委託書ヲ提出シ本館ノ許諾ヲ得タル上現品ヲ送致スヘシ

第二十七條 委託圖書ニ對シテハ本館ヨリ受託證書ヲ交付ス

第二十八條 委託圖書ハ總テ本館所藏ノ圖書ト同一ノ取扱ヲナス

但館外携出ハ委託者ノ承認アリタル場合ニ限ル

第二十九條 委託圖書ハ委託者ノ請求ニヨリ何時ニテモ之ヲ返還ス

第三十條 委託圖書ニ對シテハ普通ノ注意ヲ以テ保管スル外其ノ責任ニ任セス

第三十一條 圖書ノ委託及返付ニ要スル費用ハ總テ委託者ノ負擔トス

第六章 巡回文庫

第三十二條 巡回文庫ハ公立圖書館郡市役所縣立學校等ニ之ヲ回付シ公衆ノ閱覽ニ供ス

第三十三條 巡回文庫ノ回送ヲ欲スルモノハ其旨本館ニ申請スヘシ

第三十四條 巡回文庫ノ閱覽期間ハ回付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ三ヶ月以内トス

第三十五條 巡回文庫ノ回送返送及閱覽等ニ要スル費用ハ總テ該文庫ノ回付ヲ受タル者ニ於テ之ヲ負擔
スヘシ但シ時宜ニ依リ本館ニ於テ負擔スルコトアルヘシ

第三十六條 巡回文庫ニ屬スル圖書ヲ紛失シ汚損毀棄シタルトキハ該文庫ノ管理者ニ對シ第十二條ヲ準
用ス巡回文庫ノ管理者ハ回付ノ都度之ヲ定ム

第七章 講座

第三十七條 本館ニ講座ヲ附設シ學術上ノ講習講演等ヲ行フ

第三十八條 前條ノ目的ヲ以テ講座ヲ使用セントスル者ハ要項ヲ具シテ豫メ本館ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

前項ノ使用者ニハ期間ノ長短ニ依リ一定ノ使用料ヲ徴收スルモノトス

第八章 附 則

第三十九條 本館規則施行ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

靜岡文化協會規約

第一條 本會ハ靜岡文化協會ト稱シ圖書館事業ノ助成並文化ノ進展ニ資スルヲ以テ目的トス
本會ノ事務所ハ之ヲ靜岡縣立葵文庫内ニ置ク

第二條 本會ハ前條ノ目的ヲ達センカ爲ニ左ノ事業ヲ行フ

- 一、圖書館事業ニ關スル調査研究並援助
- 二、講習會、講演會、展覽會等ノ開催
- 三、研究、調査、發明ノ援助
- 四、圖書、雜誌、印刷物ノ刊行
- 五、其ノ他必要ト認ムル事項

第三條 本會ハ本會ノ趣旨ニ贊助スルモノヲ以テ組織ス 會員ヲ分ツテ左ノ二種トス

- 一、通常會員 個人ニアリテハ一ケ年金貳圓團體ニアリテハ一ケ年金五圓以上ヲ離出スルモノ
- 二、特別會員 一時金貳拾圓以上ヲ離出シタルモノ又ハ理事會ノ決議ニ依リテ推舉シタルモノ

第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 理事 七名 (内理事長一名常務理事二名互選)
- 主事 若干名
- 書記 若干名
- 顧問 若干名

第五條 理事ハ評議員會ニ於テ選舉シテ之ヲ定メ其ノ任期ハ二ケ年トス

理事長ハ本會ヲ代表シ理事ハ會務ヲ處理ス、主事及書記ハ理事長之ヲ任免シ調査並ニ庶務ニ従事ス
顧問ハ評議員會ノ決議ニ依リ推舉ス

第六條 本會ニ評議員若干名ヲ置ク

評議員ハ會員タル團體ノ代表者各二名及本會ニ於テ囑託シタルモノヲ以テ之ニ充ツ

第七條 評議員會ニ附議スヘキ事項ハ大凡左ノ如シ

- 一、會務ノ報告
- 二、豫算及決算
- 三、規約改正
- 四、其ノ他重要ナル事項

第八條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第九條 本會ノ經費ハ會員ノ離出金、寄附金、補助金、其ノ他ノ諸收入ヲ以テ之ニ充ツ

附 則

第十條 本規約ノ改正ハ評議員會ニ於テ出席員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之ヲ決ス

第十一條 本規約ヲ施行スルニ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

昭和五年五月十五日印刷
昭和五年五月二十日發行

(非賣品)

静岡縣立葵文庫

印刷人 野崎重兵衛

静岡市吳服町二丁目三十四番地

印刷所 池鶴堂印刷所

静岡市兩替町一丁目一番地

278
1054

終

